

令和8年第1回定例会会議録（第6号）

令和8年3月19日

○出席議員（24名）

1番 塩手悠太
3番 中村 悟
5番 谷口和美
7番 小野佳子
10番 阿部真一
12番 小野正明
14番 三重忠昭
16番 穴井宏二
18番 吉富英三郎
20番 市原隆生
22番 松川峰生
24番 山本一成

2番 石田 強
4番 森 裕二
6番 重松康宏
9番 美馬恭子
11番 安部一郎
13番 森 大輔
15番 森山義治
17番 加藤信康
19番 松川章三
21番 黒木愛一郎
23番 野口哲男
25番 泉 武弘

○欠席議員（1名）

8番 日名子 敦子

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元 徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺 裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南 剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	財政課長	河野文彦
温泉課参事	釘宮誠治	生活環境課長	堀 英樹

高齢者福祉課長	甲斐博幸	障害福祉課長	大久保智
健康推進課長	末房日出子	教育部次長 兼図書館共創交流局長	稲尾隆
教育部次長 兼教育政策課長	森本悦子	教育政策課参事	時松哲也
学校教育課長	宮川久寿	学校教育課参事	藤内護
学校教育課参事	藤原良浩	社会教育課長	津川文隆
消防本部 消防課長	此本康秀		

○議会事務局出席者

局 長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	尾崎美由紀	補佐兼議事係長	甲斐俊平
主 任	首藤卓也	主 任	定宗隆一郎
主 事	今留蓮	事 務 員	尾割春晃

○議事日程表（第6号）

令和8年3月19日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○9 番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。

今月は 3 月 8 日、女性の地位向上、女性差別の払拭などを目指す国際的な連帯と統一行動の日とされています。国際女性デーと制定されていました。今日は、いみじくも別府市議会女性議員 3 名が続けて質問をすることになりますので、別府市の女性デーと申しましょ

うか、頑張ってまいりたいというふうを考えております。

さて、質問に入る前に議長にお願いがあります。今回、質問の 1、学校用地などの跡地活用についてと、4 番の介護・医療での働き方と人材確保についてというところで、事前の打合せの中で、1 番に関しましては（1）、（2）、（3）と組立てをしておりましたけれども、少し整理をして進めていきたいと思

いますので、（1）、（2）、（3）をまとめた形で質疑させていただきたいと思っています。

そして、4 番に関しましては医療・介護での働き方ということなんですけれども、同時に医療と介護の質問をしていきますと混乱も出てくるというような事前の打合せの中での答えもありましたので、ここも介護、医療と別々に質問をさせていただきたいと思

います。

○議長（小野正明） 許可いたします。どうぞ。

○9 番（美馬恭子） それでは、早速質問に入っていきたいと思っています。

学校用地などの跡地活用についてということで、質問をさせていただきます。

今年度末で大分県立南石垣支援学校が移転することが既に決定しています。跡地の活用について、別府市としては何か検討されているでしょうか。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

跡地の活用につきましては、大分県から取得の意向調査がありまして、これに対しまして、別府市として教育目的として取得を希望する旨の回答をしたところであります。

○9 番（美馬恭子） 私たちは、今回の南石垣支援学校の移転の話を聞きまして、アンケート調査を取りました。その中で子育て支援、高齢者の居場所づくり、防災対策など様々な観点から、別府市の中で市民が自由に憩える場所づくりが必要ではないかなどの多くの意見をいただきました。市民の間では、この跡地活用についての関心、既に高まっています。

そのような中で、子どもからお年寄りまで幅広い年代が地域での生活を豊かに送るために、施設の活用について市民が何を欲しているのか、意見を聞く場を設けてはどうかと考えていますが、いかがでしょうか。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

今後、大分県と取得に当たっての条件等を協議していくこととなりますが、教育目的として施設を活用する中で、地域の課題解決に向けた活用の可能性を調査をしていきたいと考えております。

○9 番（美馬恭子） 今後、活用を考えていきたいということのようです。

さて、扇山のふもとに新たな温泉施設、新湯治・ウェルネスの拠点施設が建設されるということで、計画が進んでいます。世界的なウェルネス産業の流れの中で、別府市も拠点施設を造り、日本中に、世界中に発信していこうという狙いに対しては、私は頭から反対はしておりません。しかし、その決定方法にはやや疑問を感じているのには間違いありません。そこには、別府市民が今何を感じ、何が必要だと感じているのかという点が、少し抜け落ちているような気がしてなりません。日々の生活の中で、身近に必要で活用できる

場所が十分にあると言えるでしょうか。

別府市特有の成り立ちとでもいいでしょうか、多くの町内公民館が地元温泉と共同の場所にあります。人が立ち寄るには便利かもしれませんが、多くのところでは老朽化も進んでいますし、現在のバリアフリーとは程遠いところも少なくありません。また、石垣のように何か所かの町内が合同で使用しているところもあります。昔からのところでは駐車場もなく、階段を上がっていかねば不便なところもあり、今はなかなか年配の方が集えないという話も聞きます。今、中規模自治、小規模自治と町内会で支援することも大変多くなりました。学習会や講習会など、集まりも多くあります。町内会からは、公民館を新しく建設してほしいという要望もアンケートの中には出ていました。

どこの町内も市の方針にのっとり、積極的に自治会を運営され、公民館活用されています。そして、住民の支援を行っています。その中で、公民館の維持、建て替え等の費用は決して多くはありません。拠点場所の整備は、本当にこれから必要だと考えています。

また、2026年度から夏休みの子ども支援ということで、児童クラブに場所の提供を始めるとあります。場所としてはどこを予定されているのでしょうか。近くの学校を借りようとしても、空き教室の確保が困難ということもあったようです。そんな事情から、児童館が欲しいという意見も多く出ておりました。

そのほか意見の中には、赤ちゃんから高齢者まで集える場所が欲しい、誰もが自由に入る施設、交流の場が欲しい、みんなで話ができるカフェが欲しい、障がい者や医療的ケア児などの避難場所としての拠点施設も必要ではないか。また、体育館が少ない、そんな中でぜひ体育館を使わせてほしいなど、本当にいろいろな意見が出されていました。実質的にはまだこれから動くわけではありますが、今回のように跡地の活用の場合には、広く市民の声を聞いて、また、その意見を反映させるような機会を持ち、考えていくことはとても大切だと思っています。

今までもいろんな場面で意見を聞き、その意見に沿って動き始めたという経緯が別府市にはあります。今後も広く市民の声が届けられる場所、機会を持っていただきたいとこの場で改めてお願いしたいと思い、質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の項目に入りたいと思います。

○議長（小野正明） 答弁を求めますか。

○9番（美馬恭子） はい。

○市長（長野恭紘） 1点気になるところがあるので、すみません、答弁をさせていただきたいと思います。南石垣支援学校の活用の仕方と、拠点施設の在り方、選び方というか、進め方についてちょっとごっちゃにして意見がされているので、見ている方も勘違いすると困るので、ちょっとこれは答弁をさせていただきたいと思います。

今、議員が言われたことは住民の皆さん方、南石垣支援学校の件は当然これ、皆さん方の多様な意見を聞きながら、いろいろとどう活用するかというのは、やはり決めていく必要があるというふうに思います。ただ、今議員が要望されたようなことも、やっぱりお金がないとなかなか実現できないというようなところがあるかと思っています。

拠点施設の在り方に関しては、やはり市民の皆さん方が活用するということはもちろんでありますけれども、しっかりこれで稼いでいくと、この稼いだお金を、今、議員が言われたようなことに活用していくということでありますので、この2つをごっちゃにした議論をされると、ちょっと選定プロセスが違うと、おかしいというふうに言われても、まず稼げるということと、市民の皆さん方が同時に健康になるということのためのいわゆる拠点施設で、今、南石垣支援学校の件はしっかりと議論しますけれども、それを実現するためにはやっぱり観光で稼いで福祉で回すという、こういう考え方が必要になるということ

でございますので、これは全く別物であるということをまず私からも申し上げたいというふうに思います。

- 9番(美馬恭子) 市長のおっしゃることは大変よく分かります。しっかり稼いでいただいて、私が言いましたように、市民の欲する施設を早急につくっていただけるように頑張っていたきたいと私も思っておりますので、決して全てを否定しているわけではありませんで、ここのところはぜひ御理解していただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

さて、それでは2番目の学校給食の無償化、今後の食育についてというところで質問に入っていきたいと思います。

国の方針決定により、別府市でも4月から小学校の給食費が無償化されることとなりました。国により財源措置される経費は幾らになりますか。

- 次長兼教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

国の方針決定を受けまして、本市におきましても、令和8年4月から市立小学校の学校給食費の無償化を実施いたします。令和8年度当初予算では、公立小中学校幼稚園分の学校給食費負担軽減補助金は、3億137万5,000円を計上しています。

このうち、市立小学校無償化のための歳出予算約2億4,200万円が県支出金により財源措置されます

- 9番(美馬恭子) 別府市は、県下でもいち早く保護者負担軽減措置に着手しました。既に県内多くの自治体は無償化を進めています。保護者の負担軽減を図るためにも、この財源を生かして、別府市独自に中学校についても無償化を検討していくことはできないでしょうか。

- 次長兼教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

国は既に、中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現するとの方針を示しております。このたびの公立小学校での実施を踏まえて、安定的で持続可能な運営のための課題が整理をされた上で、本制度が拡充されるものと考えており、今後も引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

- 9番(美馬恭子) 別府市独自ということはなかなかハードルが高いようです。国としても、自治体の動きを注視しているという面もあるでしょう。子育て世代の負担軽減のためには、遠からず給食の無償化も実現されていくと考えています。隣の大分市も、4月からは中学校、小学校の無償化となっていくます。

昨年末に3党合意ということで、教育の無償化に向けた対応が示されました。その中で、学校給食の無償化に関しても、安定財源について、国の歳出改革や租税特別措置の見直しなどを捻出することを想定として、今後もしっかりと検討していきたいというような意見が出されていますし、中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含め、課題の整理を行った上で検討ということもありますので、早いうちには中学校も給食が無償化されると思いますけれども、ぜひこの機会に別府市としても独自で給食の無償化、検討していただきたいと再度お願いいたしまして、次の項目に入っていきたいと思います。

食育の現状です。

食育については何度も質問を重ねてまいりました。食育は今もできる限り実施できていると思います。また、毎月の献立表にも様々な工夫がなされており、とても感心しています。

そのような中で、現代はインスタント食品があふれ、外食の選択肢も豊富になり、家庭においては保護者の働き方や家庭環境も変化する中、全てを否定するわけではありませんが、インスタント食品などを食べておなかが満たされればよいと考えている保護者や子どもがいるのではないかと懸念もしております。別府市が考える、食育の必要性和取組の現

状を教えてください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

偏った栄養摂取や朝御飯を食べないといった食生活の乱れ、肥満や痩せ傾向など、子どもたちを取り巻く健康課題を解決する方策の一つとして、給食の時間や教科と連携をした食育は、教育課程において極めて重要な役割を担っております。別府市教育委員会では、令和5年7月に別府市立学校における食育推進計画を策定し、以来市内全校において計画的・組織的に食育を推進してきました。

取組の現状ですが、学校教育は日々の献立による栄養補給という意味合いに加え、子どもたちが生涯にわたって健やかに生きていくための食の自己管理能力を養う生きた教材であると位置づけ、各学校の食育担当教員と、現在3名配置をされております県費の栄養教諭が密に連携を取り、教科や特別活動と関連づけた指導に加え、栄養バランスや適切な摂取量、さらには地場産物、行事食、食文化といったものへの理解を深めているところでございます。

○9番（美馬恭子） 特に、小学校の低学年にとっては、食べることの大切さは今後の人生の中でも一番と言っているほどの学びになると考えています。今の食育とは食育基本法、これも何度も言っていますが平成17年の6月に成立、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。食育を生きるための基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとしています。その後、改正をされ、2009年から学校給食法には目標として7項目が上げられました。その後様々な取組・研究が行われ、学校内での食育も徐々に進んできています。

食育について、学校との連携を図りながら実施されているとのこと、学校や学年によっても実施回数には隔たりがあるのではないかと思います。食育事業の実施回数と1校当たり平均何回、学年ごとにどのような形で実施されているのか、教えてください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

令和7年度の食育事業は、小学校で延べ218回、中学校で延べ48回、合計266回実施をしております。

学校規模はそれぞれですが、平均をいたしますと、実施回数は1校当たり小学校で約15.6回、中学校で約6.8回です。小学校では全てのクラスに1回以上実施し、学年時の教科や児童の実態に合わせて、地産地消や五大栄養素など、担任教諭と相談をして事業を組み立てております。中学校におきましても同様で、1日の献立作成や成長期の食生活など、生徒の実態に合わせて実施をしております。

○9番（美馬恭子） 学年別、またクラス別ということで個別に指導がなされているということは大変よく分かりました。保護者の働き方や家庭環境による食生活の変化を考えると、インスタント食品や外食を上手に活用して栄養素を補うためには、何が必要なのかについても考え、指導することも、これからの食育指導では必要になるというふうに考えています。

子どもたちの今の時代に合った食育を推進するためには、今後どのようにしていけばよいとお考えでしょうか。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

まず、現在配置をしております栄養教諭の配置につきまして、大分県教育委員会に要望を継続するとともに、今後も学校・家庭・地域が連携を図り、子どもたちが食に関する知識を身につけて心身ともに健やかに成長できるよう、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 本当に時代の流れの中でインスタント食品が増えていくことを、私は否定しているわけではありません。また、忙しい生活の中で外食やお総菜の活用を否定し

ているわけでもありません。しかし、おなかを満たされればよいということではなく、これに何が不足しているのか、何をプラスすればよい1食となるのかを考える力も、今からは必要になるのではないのでしょうか。特に、小学校の時代に教わる食育は基礎となるものです。その点を考えて、広い意味での食を学ぶことがとても大切だというふうに考えています。

先日、中学校、小学校の卒業式があり、私も地元の中学、小学区の、小学校の卒業式に参加させていただきました。卒業式というのは、いつもながらに本当に感動いたします。親御さんも、一生懸命今まで育ててこられた子どもたちの姿を見るのはとてもいいことだというふうに考えました。両方ともとてもよい卒業式だったと思っております。

その前後に、給食の献立がフェイスブックに3献立、Aエリア、Bエリア、Cエリアが写真入りで上がっていました。卒園・卒業おめでとうと、栄養士さんはじめとした給食センターの皆さんの思いがとても温かく伝わってくる献立でした。この思いがあれば、食育も今からもっと前に進んでいくんだろうというふうに考えています。

私は子育ての間、3交代で働き、子どもたちは保育所でお世話になりました。食事をおろそかにすることも多々ありました。そんなときに、幼い子にとって食事はどれだけ大切なのかということを教えてくれたのは、保育所の栄養士さんでした。一手間加える、これをプラスする、それだけでも十分なんですよと何回も言われました。なかなか実践にはできなかったかもしれませんが、それが私たち家族にとっての食育の始まりだったのではないかと考えています。そして大変感謝しています。

食育が学校給食の中で占める割合はどの程度のものなのでしょうか。勉学に関しては、タブレットになり、DXが本当に広まってきています。しかし、一生の中で食べるための基本になる、これは学校給食、食育が確かな場です。ぜひ、時代に合わせ、ためになる楽しい食育事業は、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひますし、そのためにも、先ほど言われましたように栄養教諭、また栄養士さんのさらなる充実配置を求めていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、次の項目に入っていきたいというふうに思っています。

別府の中で息づく地元温泉についてということで、質疑を組み立てました。別府の宝と言える温泉、泉源も多く、別府に入ると見えてくる湯けむりは本当にこれからも残していきたい風景です。その中で、いろんな形で始まったであろう地元温泉、時代の流れの中で、今厳しい現状が迫ってきています。これを残していくことが、別府にとりましても本当に大切なことだと考えています。

そこで、今回は地元温泉の現状と問題点などを出して、今後の地元温泉の課題と向き合い方について少し考えていきたいというふうに考えています。別府市内に市有区営温泉は幾つありますか。また、そのうち立ち寄り入浴が可能な市有区営温泉はどのくらいあって、そこには番台さんがいかほど常駐しているのか、教えてください。

○温泉課参事（釘宮誠治） 答えします。

令和7年4月1日現在、市有区営温泉の数は69となっております。そのうち、立寄り入浴が可能なものは45となっております。

番台の配置につきましては、昨年度実施した共同温泉を対象としたアンケート調査の結果によりますと、12となっております。

○9番（美馬恭子） 番台さんと言っても、今は時間的な拘束にも限度がありますし、また、費用も最低賃金を下回することはなかなかできません。また、番台に採用された方とのトラブルが起きているという話も聞いております。全員確保はかなり厳しいのが現実でしょう。伺ったところでは、ほぼボランティアかなとも言われました。

さて、別府特有だと思いますが、公民館を併設している市有区営温泉はどのくらいあり

ますか。

○温泉課参事（釘宮誠治） お答えします。

69のうち、33の市有区営温泉が公民館を併設していると把握しております。

○9番（美馬恭子） 今回、予算決算の中でも質問させていただきましたが、町内公民館の改修等にかかる費用が例年以上に予算として上げられています。これは本当にありがたいことだと思っています。公民館が併設している温泉施設は、本当に別府特有です。人の集いの場、地域に根差す場として、長い間地域の人々に親しまれてきています。この人とのつながりも、別府の宝と言えるものではないでしょうか。

しかし、公民館との併設というのはかなり古く、老朽化も避けられない状況になってきていると思います。公民館も温泉施設も維持管理が難しくなっています。そして、現在はこの地元温泉も一昔前とは違い、入浴者の減少、組合員の減少、昔ほど必要とされていないというのが事実でしょう。これは、生活環境の変化や若者の価値観の違いもあるかもしれません。それに加え、清掃費用の高騰などもあり、経営状況が安定しているという組合組織は多くはないと聞いています。

さて、入浴者が減少していく中で、持続可能な運営に向けて、共同温泉自らが行っている取組について、何か把握されているものがあれば教えてください。

○温泉課参事（釘宮誠治） お答えします。

昨年度、今年度と共同温泉の代表者の方々を集めた意見交換会を開催し、課題等について情報を交換、共有することに加え、今後の管理運営の参考としてもらうための先進的な取組を紹介する機会を設けました。その中で、冷却装置による水道料金削減、クラウドファンディングによる改修費確保、ウェブサイトを通じた全国規模の組合員募集による増収など、様々な課題解決策が含まれています。

また、地域で連携した取組として、老朽化や管理運営など、地域全体に共通する課題解決に向け、レジオネラ属菌検査の一斉実施や、温泉散策マップや共通の立て看板を設置するなどの事例がありました。

○9番（美馬恭子） 地元温泉の様々な取組についてはなかなか見えてこないのが実態ですが、今回、各温泉組合が経営状況、老朽化に不安を持ち、何らかの形で行動を起こしているというのを知りました。中でも、東町温泉のクラウドファンディングには驚きと大きな学びがありました。一口にクラウドファンディングと言っても、資金づくりの目的や、そのためには現状の説明、返礼品など、実際にクラウドファンディングを行うに当たっては数多くのハードルがあり、4か月間の取組は本当に大変だったということをお聞きしました。結果としては、目標の150万円以上の寄附が寄せられて、本当にうれしかったと言われていました。お話を聞き、ため息が出るほどの御苦勞に頭が下がりました。そして、簡単ではないなとも感じました。結果、寄せられた資金でお風呂内壁の壁の修復がされているということです。

また、東町温泉は公民館との併設でもあり、外壁に関しては町内会との関係もあってきれいに塗り替えられています。以前から別府八湯温泉道にも加盟したということもあって、その力も借りることができたとも話されていました。しかし、それで十分かと言えば、今後の維持管理を考えていけば、これからも何かを考えながら前に進んでいかないとということでした。

別府市は、共同温泉に対する支援を様々な形で行ってきたことは本当に理解しております。今後も支援については継続してほしいと思いますが、現在取り組んでいる支援策についてありましたら教えてください。

○温泉課参事（釘宮誠治） お答えします。

今まで別府市が行ってきた共同温泉への支援策として、清掃業務の担い手不足解消のた

めの就労支援施設等との連携や、入浴者の増加に向けた共同温泉マップによる情報発信、さらには大分県中小企業診断士協会の協力の下、諸課題の解決支援に向けた相談体制の構築、そのほかにも、施設整備等に対する貸付金や補助金制度を設けるなど、幅広い支援を行っております。

また、先日開催した共同温泉代表者による意見交換会の定期開催を通じた情報交換や共有する機会の提供に加え、共同温泉同士、または地域間で結びつきを強める目的でのLINE等、SNSの活用など、日常的な意見交換のためのプラットフォームづくりにより、関係性や連携体制を深めることでの横のつながりの仕組みづくりについても取り組んでいるところです。

引き続き、共同温泉が抱える課題解決に向けて伴走しながら、持続可能な共同温泉の将来像を共有し、取り組んでまいります。

- 9番（美馬恭子） 69の市有区営温泉が横のつながりを大切にして、今後も存続していくためには、自治体の力、温泉課の力は本当に大きいと思いますし、その力を借りつつ、各温泉施設が真剣に考えていく時期なのではないかと思っています。しかし、その考えにも行き詰まるのが現状です。

私がこれほど地元温泉を気にかけてきたのも、私自身が地元の扇山温泉の組合役員になったからという経緯があります。ここまで逼迫した状況だとは感じていなかったというのが事実ですし、その点、自分自身を本当に情けないと思っています。各温泉施設によって運営形態は異なります。入浴者数が減り、厳しい温泉もたくさんあります。人の処置も大変でしょう。今回、清掃用具の購入に関しても補助が出るようになりました。幾つかの温泉組合と共同して使うことも可能でしょう。清掃に関しても、各温泉組合のノウハウを聞きながら、よい方向になればと思っています。

先ほど言われました中小企業診断士協会の活用も補助事業とされていますので、これも十分活用していきたい、そのように考えています。手法は様々でしょうが、いろいろなつながりを大事にして考え、何らかの方法を模索していくためにも、今後、それぞれの温泉組合、頑張っていきたいと考えているのではないのでしょうか。

何だか私の決意表明のようになってしまいましたが、成り立ちも異なり、現在の状況も異なる69施設の各温泉組合が横のつながりを持って、これも温泉課がつないでくださる、ともに前に進んでいけるように、今後も市としてできる限りの援助をお願いしたいと考えています。湯けむり漂う中で、おけを抱えて歩く姿、それが別府の町なかで普通に見られる風景として残していくためにも、ぜひ多くの意見や提案を市民の皆さんからもいただきたい、そんな思いを持って今回は質問とさせていただきます。ありがとうございます。

さて、最後の項に入ります。介護・医療での働き方と人材確保についてです。

先ほども言いましたが、介護職場と医療職場を分けて質問をさせていただきたいと考えています。どちらも人材確保には苦慮しており、今の働き方に関しても、いろいろな面があるのではないかと考えています。別府市内の状況は把握していくこともかなり難しいことではありますが、高齢化社会は待たなし、人口減少が進む中で、少しでも働き続けられるための方策が見いだせればと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に、介護職場の質問から入っていきたいと思います。

介護職場も医療職場も同じですが、24時間体制、働いてる方には寝る暇はありません。1人夜勤は医療職場では今はありません。しかし、介護施設では現在でも複数夜勤は主流ではありません。16時間前後の長時間勤務や介護職場の高齢化、給与の問題も含め、辞めた人も多いと聞いています。ゆとりを持って働いてほしいものですが、市として、施設などの学習会などに関わり、施設の状況を把握することは必要ではないかと思いますが、

この点についてはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

社会福祉施設等は、施設の規模に応じた人員の配置基準が設定されておりますが、支援に関わる様々な課題について、令和4年度より介護人材など福祉関係機関との意見交換会を実施し、状況をお聞きしているところであります。

また、地域密着型の施設では運営推進会議を開催し、必要な要望、助言等を話す機会もありますので、これらの取組を続けていくことで、社会福祉施設等の安定的な運営へとつなげていきたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 話合いの中で、少しでも前に進んでいけばというふうにも考えていますが、介護職場は本当に長時間1人夜勤体制が主流です。3交代の場合は勤務と勤務の間隔は8時間以上が必要ですが、これもちょうど厳しいのが現実、2交代になればより複雑になり、12時間勤務、14時間勤務などなど、勤務時間が多種あります。勤務形態もばらばら、月によって自分の勤務が変わったり、把握できないという事態にもなります。子育て最中の方にとっては、ここが大きなネックとなるのではないのでしょうか。

また、介護職場では、以前にも増して介護度の高い方が多くなっています。以前は夜間の1人体制でも何とかずっていたものが、今では座ることもできないというのが現状のようです。人材確保の面からも、この交代制勤務、そして1人夜勤体制、これをしっかりと今後是正していただきたい、そのように考えております。これは市だけでは何とかなるという話ではないでしょうけれども、ぜひ市からも声として上げていただきたいというふうに思っています。

介護人材不足、ほとんどの介護現場で主流になっているのが60代、70代、80代の方もいらっしゃるという話を聞きます。本当に介護の担い手不足です。募集をしても来ないという声も聞きます。介護職員の中には、本当にいつまで働けるのかと不安を持っている方もたくさんいらっしゃいます。

その介護職員のモチベーションを高めるためには、まず適切な処遇改善が不可欠です。全産業平均と比較しても、介護で働く方々の給与は本当に低いです。職場環境の向上や看護専門、介護専門職としてのスキル向上、モチベーションを高めるための研修制度もその一つでしょう。これから若い人たちに介護業界へ目を向けてもらうために、様々な取組が必要だと考えていますが、この点はいかがでしょう。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

介護現場における専門職のモチベーションは非常に重要な要素であり、質の高い介護サービスの提供に直結するものです。介護職員が生きがいと誇りを持って働くことができる環境を整えることは、重要な課題であると認識しております。現在、高齢者福祉課では大分県介護福祉士修学資金等貸付事業を活用して、市内の介護事業所等で働く方へ、最長5年間、月額1万円を給付する介護人材確保支援金や、離職防止や介護する方のスキルアップ等を行う介護職員現任者研修などを行っております。

また、大分県の介護労働安定センターでも研修等の相談を受け付けておりますので、今後も国、県の動向とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（美馬恭子） 市が行っておりますこの制度に関しては、本当にありがたいというふうに考えています。少しでも多くの方がこれを受けていただければ、そして働き続けていただければというふうには考えています。介護福祉士として、ヘルパーとしてどこまでの知識を持って関わるのが難しい現状、介護の世界は、家庭介護の延長として見られがちです。ヘルパーはお手伝い、何でも屋さんと呼ばれることもあるようです。しかし、専門職としての介護はしっかりと人間工学から学び、対応していくことを学んできております。全員がぎりぎりの状態の中で研修する時間を取ることは難しい、利用者さんのケース

カンファレンスもそこそこに、現場に出ていかないといけない、それが現状でしょう。

しかし、それぞれの経験には大きな違いがあり、接する技術も様々です。市として現任者研修も実施されていますが、これにもなかなか参加が難しい。ここ数年は、本当に参加の人数が減っているという話も聞きます。それぞれの施設での研修も必要でしょう。しかし、仲間が集まり、経験交流する場を持つことも大変必要だと考えています。そういう場を市として働きかけてつくっていただきたい、そのような考えも持っています。仲間がいれば、辞めようと思う一歩がとどまるという話もよく聞きます。大分県内には、介護士養成のための学校は今2校しかありません。別府市で働いていただくためにも魅力ある研修制度、ぜひ検討していただきたい、そのように考えています。

賃金面に関しては、2026年の臨時診療報酬改定、低いとされる介護職を含めた全般の給与を上げることが目的とされています。介護報酬を2.0%引き上げる方針を決定しました。介護職員だけでなく、事務職も含めた介護従事者を対象に幅広く月1万円賃上げし、さらに生産性向上などに取り組む事業所の介護職員には、月7,000円以上乗せるということが、方針が示されています。しかし、今春闘真ただ中、大手企業は昨年以上の賃上げを示してきています。これを見ていると、まだまだ全産業の賃上げ状況から見ても、格差が大きいのは現実です。

介護報酬の改定だけではどうにもならない賃上げです。市に言いましても、なかなか国に、国が示す案に対して、市自体がどうのこうのという話にはならないのは分かっています。しかし、今この現状の中で賃上げに対して、国に対しても抜本的な賃金改善をぜひ求めていただきたい。その思いを、ここで再度お伝えしたいというふうに願っております。

さて、それでは次に、医療現場に関する質問をさせていただきます。

医療現場における看護師も24時間体制が必要です。3交代制や2交代制が取られています。先ほど言いましたように、勤務間には8時間のインターバルが必要だと言われていますが、これもなかなか8時間取れていないのが現状です。この状況では、長く働き続けるのは厳しいと思っていますが、市として現状を把握していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

病院等の看護師長で構成し、年6回開催しています東部保健所主催の別府地区看護の地域ネットワーク推進会議において、看護職員の確保定着推進プランの取組状況の情報交換を行っています。それぞれの施設で離職要因の分析や働きやすい職場づくりに取り組み、また、看護職員確保に向けて共同で学校での説明会を企画するなど、別府地区全体の看護職確保・定着に取り組んでいます。

○9番（美馬恭子） 医療現場の夜勤勤務は現在複数夜勤、病棟によっては4人体制、5人体制夜勤という形もあります。そのためには多くの人員が必要ですが、なかなか集まらず、派遣体制を取っている病院もあると聞きます。夜勤専門看護師の導入もありますが、これも長続きする勤務ではありません。働き方は本当に様々になってきています。夜勤回数が増えるにつれて賃金の手取りも大きくなりますので、若い間はしっかり働き稼ぐ、こんな考え方も今では当たり前のようになっています。

しかし、これはどちらかと言えば都会の大病院に多いようです。地方に行けば派遣看護師として働くにも、自分に合った派遣先はすぐには見つからない、ということが多いようです。看護師確保もですが、働き続けられる職場づくりが本当に必要です。看護師は、医療分野においても最も患者の身近にいる存在です。時間に追われる中でも、自分の位置づけをしっかりと認識して、患者さんに寄り添うことが大切な職種だと思っています。

さて、長く働いていくためのモチベーション維持も必要と思われませんが、専門職のモチ

バージョンとしてはどのような支援があるのか教えてください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

看護職には、専門職として成長し続けるために系統的な研修や支援体制が示されるキャリアパスや認定看護師や特定行為研修など、専門性を高める仕組みがあり、看護の質を高めると同時に、モチベーションの向上にも寄与しています。先ほどの別府地区看護の地域ネットワーク推進会議におきましても、看護連携強化フォーラム研修会や、を開催し、働き続けるための意欲の向上に県とともに取り組んでまいります。

○9番（美馬恭子） 認定看護師制度や特定行為研修など、キャリアアップと言える制度では研修が大変多くなります。この研修時間を確保することも困難なようです。そして、そのことで業務内容が広がり、複雑多岐になればなるほど、一人前になるためには多くの時間がかかります。

そのためには、今まで以上の人員確保が必要でしょう。安定して働き続けてキャリアアップしてもらうためには、本当にハードルが多いようです。地域医療・介護を担っていく上で欠かすことのできない職種です。別府市の中では、医療・福祉職場に従事している人数が女性では圧倒的に多く、男性でも2番目に多いとされています。しかし、第三次産業とされる職種、今後の人口減少からも、働き手確保は本当に困難な状況です。

平成7年度のまち・ひと・しごと創生、改訂版別府市人口ビジョンの将来の方向性の中で、本市が持つ充実した医療・福祉環境や、多様性を受容する市民性を生かし、移住者の受入れ体制を整備して市外からの転入を促進するというふうにも書かれていました。外国人材は本当に大切な人材です。日本医療労働組合連合会の看護職の入退職調査では、募集しても採用数が集まらない状態が続いているといいます。これは、夜勤をしなければ低賃金が続く、そういうことによる離職も人員不足の一つとしてあるのでしょうか。そして、それに伴い、働いている人には過重労働が蔓延し、医療の質を低下させかねません。さらなる人員不足に拍車をかける、そんな悪循環が既に起こっているとされています。

医療提供体制には、十分な医療従事者が必要です。いつ起こるかも分からない新興感染症、大規模災害、受け入れるためには一定の余力を確保していくことが必要不可欠です。別府市としても、いろいろな方向から増員に向けた支援体制、考えをされていていただいていると思っています。介護・医療に関しては、問題は多岐にわたり、市だけではどうにもならないことばかりです。しかし、市民にとっては一番切実な問題でもあり、しかし実際にはお世話にならなければ見えてこない、そんな職場でもあります。

コロナ禍のときに、ケア労働者にありがとうと多くの声が届けられました。その声を聞いて力をもらったという、後輩たちの話も聞きました。いま一度、介護・医療の職場で奮闘している人たちの声をぜひ聞いていただきたい。そして、市として国に声を上げていただきたい、これも何度も言っていますが、ぜひ地元、この別府市から声を上げていただきたい、確保のためにということで再度お願いいたしまして、私の質問はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○7番（小野佳子） 7番、公明党の小野佳子です。

季節の変わり目で、本当に体調管理が難しい時期ではありますが、市長をはじめ執行部の皆様におかれましては、十分に体調管理をしていただいて、市民のためにしっかりとともに元気に働いてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

では、今年度最後の一般質問に入らせていただきます。

更年期にある男性、女性を支える支援策についてであります。

更年期は、年齢に伴う自然な心身の変化であり、女性に限らず男性にも起こり得るものとされており、更年期障害は、心身の不調が日常生活や仕事、地域活動に支障を来している方がいることも、あまり表に出にくい現象があります。誰にでも起こり得る健康管

理として認識が広がりつつあり、更年期障害については、医療の問題だけではなく、社会参加に関わる課題として捉えられております。厚生労働省では、3月1日から8日までを女性の健康週間と定め、国民運動として女性の健康づくりに取り組んでいます。

女性を悩ます病気の一つに、更年期障害があります。更年期は男女を問わず誰でも訪れる病気でありますので、再度取り上げさせていただき、幾つかの質問をいたします。男性・女性それぞれの更年期障害の発症時期や症状について教えてください。

（議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く）

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

女性の更年期の症状は、女性ホルモンが急激に減少する閉経前後のおよそ10年間に起こり、閉経後は徐々に慣れて症状は治まっていきます。男性の場合、男性ホルモンが加齢とともに減少し、40歳代以降、どの年代でも症状が出始める可能性があります。

女性の更年期症状は、疲れやすい・いらいらする・不眠・ほてり・便秘・下痢・肩こりなど様々で、症状の程度も個人差が大きいといわれています。男性更年期症状は、女性の症状と同様に疲れやすいなどの身体症状、いらいらする・思考力の低下などの精神症状に加え、性欲低下等の性機能症状が現れます。

○7番（小野佳子） 更年期障害は症状の多様さや個人差の大きさもあり、周囲の理解不足から本人が気づかないまま見過ごされてしまうことが大きな問題です。症状も答弁にあったように、疲労感・不安・いらいら・集中力低下など、日常の不調と区別がつきにくいのが特徴です。年齢のせい、気持ちの持ちよう、我慢するべきものと不調を抱え込み、諦めてしまうのも特徴です。厚生労働省の意識調査では、40代女性の約28%、50代で38%の方が更年期障害の可能性があると感じているとの回答です。ただし、医療機関で診断される割合は40代で3.6%、50代で9.1%にとどまっています。これは病気なのか分からない、どこに相談すればよいのか分からない、この状況が支援から遠ざけ、そのまま放置されているのではないかと考えます。

昨年3月に、更年期ケアの推進について質問をいたしました。その際の相談体制の現状として、更年期専門の相談の窓口はないですが、健康相談の一環として更年期相談を受けているとのことでした。更年期障害については、女性だけではなく男性にも起こり得ることや、症状の多様性を含め、正しい理解を広げていくことが重要と考えます。

また、今後、健康相談窓口の周知、健康づくりの推進、情報発信や学習会の提供、啓発の推進をしていくとのことでしたが、現在、更年期障害について進めていることがあれば教えてください。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

更年期障害などについては、毎年3月に女性の健康週間に合わせ、啓発を行っております。市役所庁内での啓発ブースでは、今年度は3月10日から本日3月19日まで庁内正面玄関付近に設置し、来庁者に更年期障害を含めた女性の健康について啓発を行っています。

また、男女ともに更年期症状をセルフチェックできるチェックリストなどを配布し、受診の必要性が判断できるようにしました。さらに、健康的なライフスタイルの維持やストレス管理ができるように、更年期特有の生活習慣に関する課題や対処法などを情報発信しております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。3月1日から8日の女性の健康週間の取組として、庁内で男女ともに更年期障害の啓発活動を今日まで実施しているとのこと。一昨日、私も確認をいたしました。更年期障害の理解には、正しく知り、気づき、つなぐことが大事となります。行政・職場・地域が共通認識を持つことが基盤となると考えますが、今後の情報発信の考えはありますでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

更年期障害による休職・離職を防ぐためには、更年期世代の方への周知とともに、職場への理解が広がるよう、市内約 240 社の企業が登録している健康経営サポートニュースなどを活用し、企業に向けても、更年期に関する情報発信を行っていきたいと考えております。

○ 7 番（小野佳子） 登録会社 240 社への情報発信に取り組んでいただいていることに感謝いたします。ありがとうございます。今後、さらなる周知に向けた取組をお願いしたいです。

大切なのは、自分が更年期障害なのかを認識することが大事です。他市では、市のホームページに更年期障害について周知するコーナーを設けております。どのような症状が更年期障害に該当するのか分からない、受診や相談の目安が分からないといった状況があるのではないのでしょうか。

そこで、幾つか提案も含めて伺います。まず、早期の気づきを補足するために、更年期障害の症状や対策、治療法があるということを知ってもらうために、ホームページに更年期障害のコーナーを設置、市報、公式 L I N E 等で周知してはいかがでしょうか。他市でも、男性ホルモン・女性ホルモンの低下が原因で起こる代表的な症状や食事、運動などの対策や、進行度を測れるセルフチェックも掲載しております。本日まで庁内 1 階でお配りしているチェックリストも同様です。男性用は AMS スコア、男性更年期障害質問票で様々な症状の項目に点数をつけ、合計点で進行度を調べます。女性用は S M I スコア、簡略更年期指数で点数をつけます。いずれも合計点が高い場合は受診を勧めております。このチェックリストを気づき、相談につなぐきっかけとして活用することが重要と考えます。

情報発信は、今すぐ取り組める支援、体制づくりの第一歩です。相談窓口や医療機関案内と合わせて周知するなど、支援につなげる対策として、更年期障害のコーナーを開設、市報、公式 L I N E 等で周知、また、セルフチェックの導入の考えはありますでしょうか。

○ いきいき健幸部長（阿南 剛） お答えいたします。

更年期障害の影響を抑えるためには、現れやすい不調や治療法などを知り、自分自身の体調変化に気を配り、必要に応じて医療機関を受診することが重要でございます。しかし、更年期障害は多様な症状があり、自身の不調が更年期によるものか、受診が必要か分かりにくいいため、医療機関を受診している人は国のデータによりますと 10% 以下となっておりますので、さらなる周知の必要性を認識しております。

今後、市民が更年期障害について広く理解・関心を持ち、また簡単に更年期症状の程度等セルフチェックができるよう、ホームページや市の公式 L I N E 等を活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

○ 7 番（小野佳子） ありがとうございます。まずは市民の皆さんが自身の心身の変化に気づくきっかけとして、男女共通で活用できる症状確認チェックシートをホームページに分かりやすく示し、相談先につなげる情報発信として行うことで、理解促進と支援体制づくりの確かな一歩になります。本当にありがとうございます。

ホームページに取り上げることで、更年期障害に対してまず立ち止まり、不調を行動に移せる大きな一歩となります。地道ではありますが、庁内での更年期障害推進、誰もが安心して相談できる支援づくりへとつなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、地震火災の発生を防ぐ対策についてです。

南海トラフ地震をはじめとする大規模地震が懸念される中、地震後の火災の半数以上が電気関係の火災です。電気火災は揺れに伴う電気機器からの出火のほか、停電の復旧後に発生する通電火災があります。これは、電気が戻った瞬間に起きる火事のことで、破損した電気コード、配線のショート、水にぬれた家電製品の異常発熱等が考えられます。近年、

大規模地震の発生後における通電火災が大きな被害をもたらしており、これらの被害を未然に防ごうと、政府や自治体は揺れを感知し、電気を遮断する有効な対策の一つとして、感震ブレーカーの重要性を指摘しております。

皆様は感震ブレーカーを知っておりますでしょうか。御自宅には設置されてますでしょうか。我が家はまだ設置されておりました。感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して自動で電気を遮断し、避難後や停電復旧時の火災を防ぐものであり、個人の安全確保はもちろん、地域全体の延焼防止につながる公共性の高い防災対策と言えます。しかし、感震ブレーカーといっても、名前を感震ブレーカーといっても、名前を聞いたことがない、設置が難しそう、費用がかかりそうといった理由から、十分に普及しているとは言えない現状があります。

別府市として、感震ブレーカーが地震後の火災を防ぐ重要な防災対策として果たす役割を認識されていると思いますが、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。お聞かせください。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

感震ブレーカーは、一般的に震度5強以上を感知し、メインブレーカーを強制遮断することや、コンセントへの電気供給を自動的に停止させるものでございます。地震時に発生する火災の要因としましては、電気ストーブやアイロンなどの電気機器の電源が入ったまま停電となり、電気が復旧した際に通電することにより、接していた可燃物を加熱し、火災が発生することが考えられます。感震ブレーカーを設置することで、特に避難時のブレーカーを遮断する余裕がない場合や、不在時であっても電気の供給を自動で停止することが可能となるものでございます。地震時における電気火災を抑制する効果があり、市民の皆様は感震ブレーカーの重要性を知っていただくためにも、普及啓発の必要があると捉えているところでございます。

○7番（小野佳子） 総務省消防庁では、令和6年10月31日に感震ブレーカーの普及に向けて、初検討会の諸会合を開き、能登半島地震で大きな大規模火災を教訓に、住宅などへの設置を促す対策を取りまとめました。

では、その内容について伺います。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

令和6年の能登半島地震により輪島市で発生しました大規模火災において、総務省消防庁の調査が行われ、地震の影響で電気に起因した火災が発生した可能性が考えられるとの見解が、輪島市大規模火災を踏まえた消防対策の在り方に関する検討会で示されております。具体的な発火点や着火物などの特定には至っておりませんが、地震火災の防止や被害低減を図るため、大規模地震の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及推進が必要であるとの報告がなされたものでございます。

この報告を受け、本市においても感震ブレーカーの普及に向け、認知度向上のための啓発活動を加速しているところでございます。

○7番（小野佳子） 1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災では、出火原因が特定された火災の過半数が電気によるものであったとされております。2024年の能登半島地震の際に石川県輪島市で発生した大規模火災も、先ほど答弁があったように、電気が原因の可能性が指摘されております。

こうした電気火災を防ぐには、コンセントを抜いたり、避難時にブレーカーを落としたりすることが必要ですが、大規模地震の発生時は緊迫した状況であるため、特に高齢者世帯はブレーカーを落とすことが難しい場合や、外出中ではその対応ができません。感震ブレーカーには、設置方法や機能の違いにより、分電盤に設置するもの、また、簡易的に作動する器具など複数の種類があると把握しておりますが、ほとんど市民が分かっていない

状況です。

そこで、どのような種類や方式がありますか。それぞれの特徴や設置形態、大まかな価格を把握しておりましたら教えてください。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

各メーカーにより種類や金額は様々ですが、総務省消防庁など、各省庁が合同で作成したリーフレットに記載されたものでは、種類は分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプの3種類がございます。

まず、分電盤タイプは専門業者による設置であり、金額は5万円から8万円ほどとなっております。次に、コンセントタイプですが、コンセントから電気を遮断するもので、金額は5,000円から2万円ほどでございます。未設置のコンセントは通電している状態であるため、使用する電気製品の種別に応じた効果的な設置が必要でございます。また、最近ではコンセントで揺れを感じて、メインブレーカーを落として電気を遮断するタイプも製品化されております。最後に、簡易タイプは、分電盤に設置した重りの落下でブレーカーを落とし、電気を遮断するもので、金額は4,000円ほどでございます。分電盤の形状によっては取付けが困難の場合がありますので、御購入の際は確認が必要でございます。

なお、メインブレーカーを落として電気を遮断するタイプについては、建物全体にわたり電気を遮断することから、在宅用医療機器などを設置している場合は、バッテリーなどを備えることが推奨されております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。

では、別府市の防災施策全体の中で、感震ブレーカーの設置・普及に向けて、市として行っている取組があればお聞かせください。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

取組といたしましては、本年2月から本市消防本部ホームページでの掲載や、市内の大型物販店などでデジタル掲示板による広報を行っております。本市消防本部といたしましては、市民の皆様へ感震ブレーカーの必要性や通電火災について正しく理解していただくための広報活動に努めてまいります。

○7番（小野佳子） 消防本部のホームページを拝見しましたが、たくさんの情報発信から感震ブレーカーを見つけるのは難しいと感じております。高い効果が期待されているにもかかわらず、全国的に普及が課題となっているようです。

本市における感震ブレーカーの設置状況について、お伺いをいたします。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

本市におきましては、令和8年度に設置率の調査を行う予定でございます。なお、令和4年9月の国による防災に関する調査では、全国の設置率は5.2%となっております。

○7番（小野佳子） 別府市は、設置数を把握するためにこれから調査に入ることです。全国的にもこれからと認識しておりますが、感震ブレーカー自体を知らない、通電火災の危険性が十分に伝わっていない、専門知識が必要なため後回しになり、行動に移せないのが設置を遅らせているのだと考えます。

では、感震ブレーカーの設置状況調査を令和8年度に行うとの答弁でしたが、調査開始時期や方法、調査後の具体的な取組があれば教えてください。

○消防本部予防課長（此本康秀） お答えいたします。

まず、設置状況調査の開始時期につきましては、令和8年5月を予定しております。

次に、調査方法は、現在のところ国からは示されておらず、本市独自の調査となりますが、住宅用火災警報器などの他の機器における国からの設置調査方法に準じ、無作為抽出による調査を予定しております。

最後に、調査後の具体的な取組ですが、本市消防本部といたしましては、消防法令上の

設置義務は生じておりませんが、大規模地震発生時の電気火災予防対策として推奨するため、現在行っております取組に加え、SNSや市報などを活用し、広く市民の皆様に重要性を知っていただくことで、感震ブレーカーの普及促進を図ってまいります。

- 7番（小野佳子） 昨年12月に、我が地区南地区において避難行動要支援者に係る個別避難計画作成事業についての会議がありました。先月、我が町内でも個別避難計画作成協議会が行われました。これは、行動要支援者に係る実態調査となります。介護のケアマネさん、民生委員さん、自治委員さんが訪問して調査に入りますので、この調査を利用しながら感震ブレーカー設置把握にも役立てられるのではないのでしょうか。特に、高齢者の方や避難に時間がかかる御家族を抱える世帯にとっては、地震の後に電気を確認すること自体が大きな不安となります。感震ブレーカーは、そうした不安を少しでも軽くし、安心につながる仕組みだと考えます。

普及を進めていくためには、周知だけではなく、設置の不安や負担を軽減する支援として、現在設置・購入の助成を行っている自治体が全国で200ほどございます。無償でお配りしているところもあるようです。感震ブレーカーの普及が進まない背景には、認知不足や分かりにくさに加え、費用負担も大きく関わっております。

それでは最後に、防災危機管理課に感震ブレーカーの導入支援についてお尋ねをいたします。今後、感震ブレーカーの普及を周知から設置へと確実につなげていくためには、市民一人一人の自己負担に任せるのではなく、安心して設置に踏み出していただき、減災対策に有効な感震ブレーカーの導入が進むよう、購入費などの助成制度導入についての考えはないのでしょうか、お聞かせください。

- 防災局長（大野高之） お答えいたします。

現在、本市におきましては感震ブレーカーの購入費等の補助は行っておりません。県においては、感震ブレーカーの購入や設置費用を補助する地震火災対策推進事業を導入すると聞いております。

今後の補助などの支援につきましては、この補助事業の内容や消防本部の設置状況調査の結果等を踏まえ、他の自治体の状況を注視してまいりたいと考えております。

- 7番（小野佳子） 大分県が感震ブレーカーの購入や設置費用を補助する地震火災対策推進事業を導入することですので、一気に設置へ向けての動きが加速するのではないかと期待しております。

政府の中央防災会議が昨年12月に公表した、首都直下地震の新たな被害想定では、最悪の場合、火災による焼失棟数は約26万8,000棟、死者数は約1万2,000人に上ると推計されていますが、感震ブレーカーの設置率が仮に100%となった場合、焼失棟数、死者数ともに7割減らすことができると試算されておりました。この7割はかなりの数字であり、設置の重要性を表しております。

通電火災は防げる被害です。設置状況の調査を今年開始することですが、実情を把握して設置の重要性を理解されていても、費用負担からなかなか設置が進まない現状があると思います。防災は特別な人が頑張るものではなく、誰もが無理なく講じていくことだと感じます。感震ブレーカーは地震の被害を減らすだけではなく、避難した後のまちを守る最後の防災です。消防本部の設置状況調査の結果を踏まえ、助成という形で背中を押しただけだと、市民の安心が地域全体の安全につながります。助成制度の購入が少しで、導入が少しでも実現できることを期待して、この質問を終わります。

では、入学時に必要な学用品のリユース推進についてです。

少子化が進む一方で、近年物価高が続く中、子育て世代、とりわけ就学前後の家庭にとって、入学準備にかかる経済負担は大きなものとなっております。特に、入学時に必要となるランドセルや制服、学用品一式は短期間でまとまった出費が生じ、家庭にとっては大き

な負担となります。

一方で、成長とともに使用期間が限られていることから、卒業後も十分に使用できる状態のランドセルや学用品が活用されないまま眠っている現状もありますので、リユースの余地が大きいと感じております。こうした学用品を必要とする御家庭につながることができれば、保護者の負担軽減につながるとともに、環境にも優しい取組になると考えます。

しかし、必要とする家庭と、譲りたい家庭とのマッチングが十分に行われていないのが現状です。別府市には一時的に海外から移住している御家庭も多く、学用品の購入は大きな負担となり、御相談も多く上がっております。別府市には別府市リサイクル情報センターが設置されており、様々な取組の中でリユースコーナーを開設しておりますが、譲り受けた学用品はどのようなものがありますか。また、実績を教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

リサイクル情報センターで拠点回収をしております学用品につきましては、制服、体操服、柔道着のほか、帽子、給食着、ランドセル、通園・通学用かばん、校章等がございます。

回収実績につきましては、直近3か年度で申しますと、令和4年度が1,489点、令和5年度が1,515点、令和6年度が1,270点となっております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。令和7年度は2月現在で1,067点の持込みがあったと伺いました。また、持ち帰り点数は1,224点と、需要もかなりの比率で推移しております。

別府市は、昨年8月の夏休み期間を利用してリユースランドセル・中学校通学用かばん抽せん会を開催しておりました。市報、別府市公式LINEでの広報をして、実施されておりましたが、今回初となるランドセル・中学校通学用かばん抽せん会を開催するに至った経緯を教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

以前より、市民の方からリサイクル情報センターのほうにランドセルの持込み等があり、当該センター内のリユースコーナーにて必要な方にお持ち帰りいただいておりますが、近年、ランドセルのお持込み件数が増加傾向にあるとともに、市民の方からの声も多くいただくようになったため、ランドセルの販売が始まる時期である8月に抽せん会を開催した次第でございます。

○7番（小野佳子） 生活が大変な家庭には、大変うれしい取組だと感じます。市が積極的に取り組んでいただけることで、ちゅうちょなく利用ができると思います。

では、その抽せん会の応募状況や結果はいかがでしたか、教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

今回実施いたしました学用品のリユース抽せん会につきましては、ランドセルを18点、中学校通学用かばん5点の計23点を展覧いたしました。その結果といたしまして、申込者数は7名であり、ランドセル5点、そして中学校通学用かばん2点をそれぞれお持ち帰りいただいたところでございます。

広報につきましては、今回のリユース抽せん会も市報やケーブルテレビ、LINEのセグメント配信など、広報に努めたところでございますが、なお一層の広報の強化を図ってまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 今回のリユース抽せん会は、8月4日から8日の4日間の展示・申込期間を経て、8月12日に抽せん会を実施しておりました。先日、別府市リサイクル情報センターに行き、お譲りできるランドセルを見させていただきました。今のランドセルは皆さんも御存じのとおり、私たちの時代と違ってとても丈夫にできております。型崩れ防止構造になっており、6年間使っても形が保たれます。素材もとてもよく、見せていただいたランドセルはとてもよい状態でした。今は色もカラフルで、様々なカラーのランドセ

ルが在庫としてありました。預かる際に職員が丁寧に確認をして、まだ十分使え、通学に支障のない状態の学用品を引き取ってくださっております。

今回、初のリユースランドセル・中学校通学用かばん抽せん会を行い、結果を踏まえて、今後の課題をどのように分析しておりますでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、今回のリユース抽せん会につきましては、広報に努めたところではございますが、一層の広報の強化を図ってまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） ランドセル・中学校通学用かばんについては、まだ十分に使えるものが家庭に残っていることもあり、資源の有効活用や保護者の負担軽減の観点から、リユースの呼びかけは大変意義があると考えます。展示申込み時期の延長や開催回数の追加など、検討してみてもよいのではないのでしょうか。

現在、学用品のリユースの取組は主に生活環境課が行っておりますが、学校・保護者との関わりが深い教育委員会と連携しながら行うほうがより効果的ではないかと考えますが、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

学用品のリユースとしての受入れにつきましては、リサイクル情報センターで可能となっておりますので、その点を踏まえつつ、教育委員会との連携方法を模索してまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 私も過去何度か一般質問に取り上げさせていただいた、中学校に必要な柔道着のリユースをお願いいたしました。市内中学校で行っている、不要になった柔道着のリユースを学校単位で進めていただいていると伺っておりますが、その方法や状況、実際にリユースできているのか、現状をお聞かせください。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

各中学校から保護者宛に文書にて、柔道着のリユースへの協力を依頼しております。回収につきましては、各中学校もしくは市教委に持参していただき、一括して市教委にて保管しております。

貸出しにつきましては、保護者から市教委へ希望サイズをお申し出いただき、在庫があれば貸与する流れとなっております。また、リサイクル情報センターにおきましても、同様にリユースを行っております。

○7番（小野佳子） 入学式は子どもにとって一生に一度の大切な日です。また、ランドセルは日本の入学文化として子どもの成長や家族の思いが込められた大切な存在です。成長する子どもの体に配慮した設計が重視され、6年間同じランドセルを使うという文化が定着しております。長く大切に使う、物を大事にするといった観点からも、高価な新品を持つのではなく、物を大切に使う、大切に使われたランドセルを次の必要とする子どもへつなぐ、リユースはランドセルの文化の延長線上にあると思います。入学の日に向けて、保護者が準備できるだろうかと不安を抱えることのないように、行政が一步踏み出してくれることで、子育てに優しい姿勢をより示すことにつながると考えます。お祝いのプレゼントとしていただく家庭が多い中、必要としている御家庭も多くあることも確かです。別府リサイクル情報センターは尽力していただいておりますが、どうしても市民全体向けの啓発になります。また、学用品は、就学、子育て、教育支援の側面が強いので、所管のずれが生じてしまい、結果必要とする家庭に行き届かないのではないかと考えます。

市民福祉部管轄の別府リサイクル情報センターが行っているランドセルや学用品のリユースに係る取組を、既に柔道着のリユースを行っている教育委員会が学校と連携することにより、リユースの促進につながると考えますが、市教委のお考えをお伺いいたします。

○学校教育課参事（藤内 護） お答えいたします。

環境問題やSDGs等を考慮した場合、物を大切にすることを育むことは必要であり、また保護者の負担軽減という観点からも、リユースの推進は重要であると考えております。

今後、関係課等とも連携し、どのような方法であれば実現可能なかを研究してまいりたいと考えております。

- 7番（小野佳子）ありがとうございます。物を大切に心を育む視点、そして家計負担の軽減という観点からも、その重要性については十分に共有できていると受け止めました。学校現場の業務負担が生じないことも重要ですので、教育委員会が主体となって取り組んでいただきたいと思います。

学用品の呼びかけについては、卒業直後は思い入れも強く、手放しにくいので、少し時間を置いたタイミングのほうが気持ちの整理もつき、御協力いただきやすいのではないかと感じております。使用期間が限られ、かつ状態のよいまま家庭に眠っている学用品は少なくないと思います。試行的に一時期回収ボックスを設置するなど、市民の皆様が協力しやすい形での呼びかけを行うことも有効だと思います。大変意義のある取組であると思いますので、必要とする方にしっかりと届く仕組みとして、具体的な取組へと進めていただくことを期待いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、社会教育施設の利用促進についてです。

別府市内には社会教育施設が多数あり、広く市民の学びや交流を支える場となっております。単なる会場の貸出しにとどまらない役割を担っていると思います。別府市には幾つもの社会教育施設がありますが、社会教育施設の役割をどのように捉え、その役割を施設運営にどのように生かしていますでしょうか、お伺いいたします。

- 社会教育課長（津川文隆） 答えいたします。

社会教育施設は、学校教育以外の学習機会を提供する機関であり、地域住民の学習支援、地域課題の解決、地域コミュニティの形成、そして生涯学習の推進において中心的な役割を担っている施設です。別府市でも、公民館をはじめとする社会教育施設を設置し、その役割を果たせるよう、日々運営をしているところでございます。

- 7番（小野佳子） 別府市には社会人が使用する体育館施設は公民館など、体育館施設や公民館などととても充実しております。近年、ダンスは学校教育や健康づくり、文化活動を通じて、子どもから高齢者まで健康づくりや仲間づくり、生きがいづくりとして、ダンスに親しむ市民が年々増えております。こうしたダンス人口の広がりを考えると、ダンス専用として使用できる会場は一定数必要であり、安全でより活動しやすい環境の整備は必須です。

そこでお尋ねをいたします。別府市内の社会教育施設のうち、ダンスサークル等が使用できる会場はどの程度ありますでしょうか。

- 社会教育課長（津川文隆） 答えいたします。

今回、中央公民館、各地区公民館、野口ふれあい交流センター、サザンクロスを確認をいたしました。サザンクロスを除いた7施設において、ダンスサークル等の自主講座が行われており、部屋数としては、研修室、会議室、または体育室など、合計11部屋が使用されております。

- 7番（小野佳子） ダンスの種類はとても幅広く、年齢、目的、場所に応じて多様であり、ストリート系から舞台芸術、社交ダンス、健康づくりを目的としたものまで多様です。年齢や経験に関係なく、体を動かし、表現し、つながることができる活動です。その多様性を受け止められる環境づくりが大切だと思います。

そこで質問です。この11部屋の中で鏡張り、いわゆる大型鏡を完備している施設はどの程度ありますでしょうか、お伺いします。

- 社会教育課長（津川文隆） 答えいたします。

大型鏡を設置している、いわゆる鏡張りの部屋になっているのは、中央公民館の第1研修室のみとなっております。

- 7番（小野佳子） 今はダンスに関わるお子さんが多く、我が子も小さい頃から高校卒業までダンスに没頭しておりました。日々、送迎に徹していたあの頃を思い出します。高学年になると、大型鏡があると、自分の動きを感覚ではなく確認でき、指導者も細かな助言をしやすくなります。一番は自分の立ち姿や動きが明確になり、大きな向上にもつながります。以前、大型鏡がある公会堂第1研修室を利用した際に、指導者の方が、この会場はなかなか借りることが難しい、借りる方が集中して予約が取れないと言っていたことを思い出しました。これは七、八年前のことです。

現在、大型鏡が設置している会場が中央公民館の会場のみとのことです。確認をしたところ、フラダンス、社交ダンス、カントリーダンス、若い人に人気のあるヒップホップ系のダンス、ズンバ、ヨガ、子どもたちを対象にしたクラシックダンスの人气が高く、予約が殺到しているとのことです。このような有酸素系運動やダンスなどは、公民館や体育館を使うのは広過ぎ、不便とも聞いております。ダンスを習う方からも、ダンス利用に適した環境があればという声も多く聞きます。ほかの会場に、千代町のふれあい広場サザンクロスがあり、多様な講座で多くの市民の方に利用していただいております。その会場の2階に第1会議室がありますが、現在は使用していない状況です。ホームページにも、現在貸出しをしていませんと表示されております。以前はヒップホップ、ズンバ等、ダンスなどができる会場として提供していたと伺っておりますが、現在貸出しを中止している背景や理由、また今後、ダンス使用の再稼働に向けての考えがあるかを伺います。

- 社会教育課長（津川文隆） 答えたいします。

サザンクロスの第1会議室につきましては、以前はパソコン教室として活用していたため、本来の会議室としての活用は困難な状況でした。今年度、貸館として準備が整いましたので、令和8年4月から貸館を再開するよう計画しております。

また、昨今ダンス等での利用者が多くなっており、その利用者からダンス等の自主講座を行う会議室が不足しているという声もあることから、今回の貸館の再開に伴い、ダンス等の自主講座での活用も検討してまいります。

- 7番（小野佳子） 4月に再開するとのことで大変うれしく、関係者は喜ぶと思いますが、ダンス等の自主講座での活用も検討していくとの答弁は、確定ではないのかと感じております。

そこで、先ほど大型鏡の効果について述べましたが、自分の姿を実際に見ることは視覚的に確認でき、姿勢、フォーム、リズムの修正がしやすくなります。健康体操、ストレッチ、発声練習、着つけ等幅広く活用ができる環境は、利用者の満足度にもつながり、稼働率向上にもつながります。鏡張り、大型鏡の設置は、社会教育施設の価値を高めると思います。先ほども述べましたが、大型鏡がある中央公会堂の第1研修室の状況は毎日ほぼ予約で満室です。利用者が多く、逼迫している状態とのことです。ここは何とか市民の声に耳を傾けていただき、この再開のタイミングで、大型鏡の設置をぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

- 社会教育課長（津川文隆） 答えたいします。

別府市としては、より多くの方々により様々な分野での自主講座で、会議室等を活用していただきたいと考えております。ダンス等での利用者から、自主講座を行う会議室が不足しているという声も聞いておりますので、ダンス等の利用者とその他の利用者のどちらも使えるよう、大型鏡の設置に向けて調査研究を行ってまいります。

- 7番（小野佳子） ありがとうございます。ダンス等の利用者とそのほかの利用者のどちらも使える大型鏡の設置について調査研究を行っていくとのことですね。ありがとうございます。

います。安心しました。

4月からの再開を計画しているとお話の中、大型鏡の設置については、あまり時間がないのかなと感じております。時間がない中ではありますが、どうか利用者のニーズにお応えできる環境整備をぜひ進めていただきたいので、関係者の皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、旧図書館の現状と今後の利活用についてお伺いをいたします。

3月28日に新図書館こもれびパークのオープンが迫っております。市民が注目するこの事業には、旧図書館からの移動作業、新図書館の開館に向け、様々な準備、調整に取り組んでこられた職員、関係者の皆様の努力に感謝と敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。

かつて多くの市民に親しまれてきた旧図書館は、地域の学びや交流を支えてきた大切な公共資産であります。私も20代、30代にかなりお世話になりました。現在、図書館としての役割を終えた後も、建物の3階、4階はふれあい広場サザンクロスとして機能を発揮しております。市民の皆様の関心度も高く、利活用に当たっては慎重になると思います。

そこで、旧図書館について、管理体制、利活用について方針、方向性があればお聞かせください。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

旧図書館につきましては、地方自治法に基づく用途廃止の手続を経て、市長部局へ管理を引き継ぐこととなります。本施設は、南部出張所等も入居する複合施設であることから、その後の活用につきましては、財産管理を総括する市長部局において全庁的な配置の最適化が図られるものと認識しております。

教育委員会としても、地域の御要望やニーズなど、必要な情報の提供を通じ、市長部局と連携してまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 旧図書館の将来に向けて丁寧に検討していただき、今後の利活用を検討する際の選択肢の一つとして、貸会場としての機能を有していただきたいと切に願います。

最初に述べましたが、大型鏡の完備の会場も今後一定数必要となってくるのは必須です。用途に合った施設には、設備には予算や期間も要しますが、活動の内容に応じて安心・安全に活用ができ、環境整備を前向きに進めていただき、市民の選択肢の幅が広がることで、満足度にも必ずつながってまいります。利用する市民の皆様の笑顔のために、早期の利活用ができることを願っております。よろしくお願いします。

では最後に、給水スポットの必要性についてです。

近年、マイボトルの利用促進やプラスチックごみ削減の観点から、公共空間における給水スポットの整備が全国的に注目をされております。昨年開催された大阪・関西万博の会場においても給水スポットが設置され、安全性や利便性に加え、給水スポットの存在が全国に周知されました。4月13日開幕時には、会場内でのペットボトル利用が88%、マイボトル利用が12%でスタートいたしましたが、メディア報道、SNS拡散により、1か月後にはペットボトル利用が88%から47%に、マイボトルが12%から53%と、行動変容が起こったようです。

近年、猛暑日の増加により、学校現場の屋外活動は制限されております。児童生徒の熱中症の対策は、学校現場においても喫緊の課題です。特に授業中や休み時間、部活動の合間に安全かつ気軽に水分補給ができる環境整備は今後重要となってまいります。現在は、多くの学校で水筒の持参を基本としておりますが、暑い時期における水分量の確保、水道水の補給は、暑い時期にはぬるく感じ、十分な水分補給につながりにくいのではないのでしょうか。夏場の水道水の水温は約25度です。熱中症予防には効果、予防に効果的と言われ

る、直腸温の上昇を抑える、体温の下げる水温は5度から15度と、の冷水とされております。また、給水スポットの設置は、日頃のペットボトル飲料の使用削減に向けての教育的効果も期待できます。

このような負担を軽減する一つの方法として、給水スポットの設置を過去2回、一般質問で取り上げさせていただきました。それでは改めて質問させていただきます。学校現場における給水環境はどのようになっていますでしょうか。

○教育政策課参事（時松哲也） お答えいたします。

学校の給水環境としましては、給水できる箇所が複数設けられております。水道水については、定期的に水質検査を行い、季節等にかかわらず水質の安全が担保されております。

○7番（小野佳子） 学校現場では既に複数の給水箇所があり、水質の安全性が確保されていることは周知しております。

それでは、学校での水分補給はどのようにしておりますでしょうか。

○教育政策課参事（時松哲也） お答えいたします。

熱中症対策としましては、教室や体育館へのエアコンの設置、暑さ指数に応じた対応をしております。水分補給につきましては、活動内容や気温、本人の体調等の状況によって、授業中であっても適宜水分補給をさせるなどしております。

○7番（小野佳子） 別府市は2023年よりいち早く体育館空調を整備し、環境整備は整っております。暑さ指数に応じた現行の対応は大変重要であり、十分理解しております。

一方で、熱中症は予防の積み重ねが鍵となります。実効性を高めるためには、子どもたちが無理なくいつでもすぐに冷たい水が利用できる環境は、子どもたちの健康を守る上でもとても重要だと考えます。実際に、児童生徒の健康管理や学校運営に日々向き合っている教職員の皆様の声は重要な視点であると考えます。前回の質問後に現場の声を伺っていただいたと聞いておりますが、どのような意見をお持ちなのか、教育委員会として把握している内容があればお聞かせください。

○教育政策課参事（時松哲也） お答えいたします。

給水環境に関しての学校側からの直接の要望はこれまでありませんが、給水スポット設置について意見を聞いたところでは、衛生面や管理面、運用コスト等の懸念が示されたという状況でした。

○7番（小野佳子） 学校現場において、衛生面、管理面、コスト面などの懸念はもともとであり、慎重な判断は必要と思います。現時点では要望がない点も承知しております。

今年ももちろん猛暑が予想されます。体温が上昇しているときに生ぬるい水を飲むということは、飲みづらさを感じ、水分補給が進みにくくなります。夏場の児童生徒の活動意欲、活動能力を低下させないためには、子どもたちが主導的に水分補給できる環境づくりは、これからますます重要になってくると思います。

また、夜間の体育館は、地域の方々のスポーツ活動の場となり、そして災害時の避難場所にもなっております。今後、避難場所の環境改善という観点からも、学校にマイボトル専用給水スポットの設置を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

マイボトルの専用給水スポットの設置につきましては、学校の意向等の調整を図りながら、また避難所の環境改善という観点もありますので、今後設置方法や財源等を含めまして、調査をしていきたいと考えております。

○7番（小野佳子） 教育部長、ありがとうございます。

様々述べましたが、学校現場の声が一番です。子どもたちのことを一番に理解しているのが先生方ですので、学校の意向を踏まえながら調査を進めていくとの前向きな答弁をいただき感謝いたします。ぜひ、子どもたちの使いやすさや行動のしやすさといった観点も

大切にいただきながら、将来設置に向けた条件が整った際には、前向きな検討へと進めていただきますようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（安部一郎） 休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（安部一郎） 再開いたします。

○14 番（三重忠昭） 市民クラブの三重忠昭です。今日は唯一の男性質問者です。頑張ります。

それでは早速もう質問に入りますけども、最初議長に、質問項目 3 番目に上げておりました教育行政のスポーツ・ツーリズム、これについては今回ちょっと時間の関係で省かせていただきますのでよろしくをお願いします。

○副議長（安部一郎） 許可いたします。

○14 番（三重忠昭） それでは早速高齢者、それから障害福祉についての質問に入る前に、まず 1 点なんですけど、昨年、高齢者福祉課への質問で取り上げさせていただきましたシニアカーの購入補助事業についてですけども、新年度予算において、対象年齢を 75 歳から 70 歳に、それから、購入車両の条件の緩和、併せて予算の拡充をさせていただいてということで、市長、部長、それから担当課長、大変ありがとうございます。これ、ある意味では究極のグリーンスローモビリティだと思います。普及をしてほしいなど、いろんな高齢者の方に乗っていただきたいなというふうに思っておりますけども、あんまり普及し過ぎて、また今度バスに乗る人が減ると、私もちょっと会派の中で立場が危うくなりますんで、そこは。

冗談はそのぐらいにして、早速質問に入りますけれども、まず別府市の高齢者、それから障がい者の対象の状況が今どのようなになっているのか、また今後の推移等も含めて聞かせていただけますか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

令和 7 年 3 月末の 65 歳以上の高齢者数は 3 万 8,222 人、高齢化率 34%、その中で、65 歳以上の要介護等認定者数は 7,331 人、認定率 19%となっております。

高齢者の今後の推移ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 12 年は 3 万 6,921 人、高齢化率 33%、令和 17 年は 3 万 5,729 人、高齢化率 34%、令和 22 年は 3 万 5,353 人、高齢化率 35%となることが見込まれております。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

令和 7 年 3 月末の各種手帳所持者の総計は 8,697 名です。手帳の種別ごとですが、身体障害者手帳 5,645 名、65 歳以上の方が 4,184 名、療育手帳は 1,229 名、65 歳以上の方は 100 名、精神障害者保健福祉手帳は 1,823 名、65 歳以上の方は 335 名となっております。

今後の推計等はございませんけども、ここ数年の統計に大きな変化はなくて、身体障害者手帳の所有者は今減少傾向、療育と精神手帳の所持者は増加傾向となっております。

○14 番（三重忠昭） ありがとうございました。別府市の状況、分かりました。

団塊世代が 75 歳となる 2025 年を迎えて、またこれからは団塊ジュニア世代、もうまさしく私、団塊ジュニア世代なんですけども、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年には、総人口の約 35%を高齢者が占め、ピークに達するという予測がされています。それによって、当然ながら介護需要が高まり、介護を必要とする方もさらに増えてくると思います。

その一方で、労働力人口が半減すると予測されており、高齢者を支える現役世代の減少が社会の持続可能性にも大きな影響を及ぼしてくるということは、もう皆さん御承知のことだと思います。そういった背景から、社会保障費の増大や介護需要が高まるものの、その担い手が不足して、サービスを担う事業所の運営も厳しさが増しているというふうに言わ

れております。

そこで、今回は在宅介護の基盤となる訪問介護事業、訪問介護事業について質問をします。現在、訪問介護の利用状況はどうなっているのか、高齢者・障がい者の対象の状況を聞かせてください。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

訪問介護の各年度当初の支給決定者の状況は、令和5年度1,812名、令和6年度1,776名、令和7年度1,712名となっております。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

訪問介護の各年度の当初の支給決定者の状況ですけれども、令和5年度が451名、令和6年度450名、令和7年度454名となっております。

○14番（三重忠昭） 分かりました。訪問介護事業については、2024年の介護報酬改定で、訪問介護や看護師らによる定期巡回の基本報酬が引き下げられました。そして、慢性的な人手不足や近年の物価高により事業所の経営が厳しくなっている、難しくなっているということも、私も当事者の方々から直接聞きましたし、またマスコミ報道でもこの訪問系介護事業所の厳しい現状を報道する、倒産が出ているというようなことも含めて、そういった記事をよく見ます。

そこで、別府市の現状がどのようになっているのかを聞かせてください。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

令和6年度当初の訪問介護事業所数ですが、60事業所です。また、令和7年度当初の同事業所数は55事業所となっております。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

令和6年度当初の居宅介護事業所数ですが、41事業所となっております。令和7年度当初の事業者数も41事業者数となっております。

○14番（三重忠昭） 別府市においては、今聞いたところによると数字的に大きな減少はありませんけれども、ただやはり先ほども申し上げましたけれども、3年に一度行われる介護報酬の改定で、訪問介護の報酬が引き下げられ、事務所の運営に影響が出ているということです。

また、事業者がサービスの対価として受け取る介護報酬は公定価格のため、現在の物価高で運営コストが増しても、すぐに価格転嫁ができないということも聞いております。

また、介護職員の処遇改善に対する加算、そのほかにも加算がありますけれども、それを受けるために必要な事務処理が非常に複雑、そして多くて、介護現場の人手不足の影響でその事務作業まで手が回らず、本来であれば得られるはずの加算を取得できてない事業所も一部ではあるというふうにも聞いてます。そういったことも踏まえれば、事業所の数に大きな、今答弁の中では変動はないものの、実際にはやっぱり事業所を運営していく上でかなり厳しい状況や課題に直面している、そういったところが多いのではないかなというふうに思いますので、またそういう事業所のところの調査含めて、声に耳を傾けていただきたいというふうに思います。

質問になりますけど、その事業所に対する経営の下支えとなる補助金など、どのような対策、支援がなされているのかを聞かせてください。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

令和5年度、また令和7年度は今回の補正予算として計上しておりますが、社会福祉施設の運営に影響を及ぼすエネルギー・食料品価格等の物価高騰に対して、物価高騰相当額の助成について、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、県2分の1、市2分の1の負担で行っております。

○14番（三重忠昭） 分かりました。物価高騰対策の交付金を使ってということでありまし

たけれども、やはりこれは一時的なものであるというふうに感じてます。これからさらに介護需要が増加する一方で、事業所の存続、それから人手確保を考えると、別府市としてもこれまで以上にそこに対する独自の支援策も考えて実施していかなければならないというふうに思っていますので、予算の拡充、それから先ほどこちと指摘をしましたけれども、事務処理や加算取得要件の簡潔化、手間がかからないような仕組みづくりについても許認可の、県になりますかね、県のほうにでもそこら辺の要件緩和などを声を上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この訪問介護事業は、自宅などで暮らす要介護高齢者や障がいのある方を支えるのに必要不可欠の事業であると思います。事業所やそれを担う人手が減れば、住み慣れた地域や家で安心して過ごしたいという思いに応えられなくなります。そうならないためにもしっかりと取り組んでいただきたい、そのことをお願いしたいと思います。

それでは、次に介護職における人手確保について伺います。

この人手不足の課題は、介護現場だけでなくあらゆる分野で課題となっていますけれども、先ほど申し上げましたようにこれからさらに高齢化が進む中で、介護需要が高まる、そして近年においては、先般も質問出ましたが孤独死、それから孤立死の課題、親の介護と子育てを同時に担うダブルケアであったり、高齢の親と働いていない独身の50代の子どもが同居をしている、いわゆる8050問題など、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。そういった課題を抱える社会の中で、社会や経済そのものを回していく視点で考えれば、この福祉分野の人材、人手確保が非常に重要になると思います。

そこで質問に入りますけれども、福祉人材が不足している中で、人材の確保や育成を目的とした支援、それから、これらの社会課題に対してこの福祉事業を自分事として関心を持ってもらう、福祉事業に携わる入り口を広げるために、次世代を担う若年層へ、どのようなアプローチをしているのかを聞かせていただきたいと思いますけれども、高齢者福祉課については、午前中の質疑のほうで同様の質問、答弁いただきましたので、ここについては障害福祉課長のほうから答弁をお願いできますか。

○障害福祉課長（大久保智） 答えいたします。

障害福祉課では、小学校4年生を対象にした太陽の家ツアーであります共生社会理解促進事業、小中学校を対象にしました手話理解促進事業を行っております。

○14番（三重忠昭） 午前中お聞きした高齢者福祉課の取組、それから今の障害福祉課の取組、ぜひ今後も積極的な支援や取組をお願いしたいと思います。

実際私も、若いときには正直親の介護とか真剣に考えたことはありませんでした。ただ、ちょっとこれ私事になりますけど、私の父も数年前に他界をしましたけど、その父は50代の時に大きな病気、それから大きな交通事故に遭って、障がいのある体となって、本人はもちろんですけども、我々家族もいろいろと苦労や大変な経験をしました。そして父も、歳を重ねるごとにやはり介護の範囲がどんどん広がっていきました。当然、私も近くに住んでいたものの、もちろん日中は仕事をしてますし、また家族も同様です。母も当然高齢でありますから、やはりそこに介護の専門の方の力が必要になりました。本当にこの介護に携わる方がいなければ、私たち家族、それから母の生活も本当にままならなかっただろうなということを、身をもって強く感じたところです。

改めて、本当超少子高齢化社会に加えて人口減少社会の中で、介護職や医療、それから福祉事業に携わる方々はじめ、子育て支援もそうです、教育現場で働く先生、教職員なんかもそうですけれども、やはりエッセンシャルワーカー、社会にとって必要な職ですね、ここに携わる人たちがいることで、本当に私たちの生活や社会経済そのものが成り立っているということを強く感じました。福祉だけでなく、そうやって社会そのものを支えて

くれているという視点からいけば、やはりこういった方々を行政もしっかりと下支えをして、人への投資をしていっていただきたいというふうに思います。

この超少子高齢化社会の中で、介護であったり子育てというのは、別府市だけじゃなくとももう日本全体が抱えてる課題でありますから、国の責任でという思いもありますけど、別府市、それから自治体から動くことで国もさらに動いてくる、制度が後からついてくるといったこともあるというふうに私は感じています。市長も、観光で稼いで、それを市民福祉の向上にということで、現在ウェルネス事業に取り組んでいただいていることは私も理解してますけども、やはり子育てであったり介護については現在進行形の課題で、待ったなしの状況でもありますから、最後に、別府市としてもこれまで以上の積極的な取組をお願いしたいと考えていますが、現在の考えを聞かせていただければと思います。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

福祉分野の人材確保に関しましては、高齢者福祉課にて令和4年度より介護人材等に関する意見交換会を毎年しております。各事業所の人材不足等の現状把握に努めておるところです。

支援等につきましては、国においても、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針が出ており、人材確保については急務となっております。国も、介護福祉士または社会福祉士の資格取得を目指し、厚生労働大臣の指定する養成施設、または実務者研修養成施設に在学する方を対象に、修学資金の貸与をする制度がございます。卒業後、介護福祉士または社会福祉士として介護業務や相談業務等に一定年数従事した場合、返済が免除されます。国の制度周知及び福祉分野の理解促進に、今後も取り組んでまいります。

また、今後は新湯治・ウェルネス事業推進、またその成果により、別府市が発展し、必要な福祉施策に反映できていくものと考えております。

○14番（三重忠昭） ぜひ、よろしくお願いします。私もまたこの議会でこの課題についていろいろと取り上げていきたいというふうに思ってます。とにかく現在進行形の課題でありますから、アンテナをしっかりと立てて、介護に当たる人、またその介護を必要とする人のニーズを把握して、それに沿ったサポートをしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次の質問に移ります。

次の教育行政になりますけども、まずは給食無償化についての質問に入ります。

先般の、別府市の当初予算審査においてもこの給食無償化についての質疑、それから一般質問の中でもその質問がありました。今回、国の制度で今年4月から学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化が公立小学校を対象に実施されることになりましたが、まずは確認も含めて、この事業の趣旨及び制度について聞かせてください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

本事業の趣旨は、学校給食法において、原則保護者負担となっている学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体に対する支援であり、国、県による財源措置により実施されます。

支援の対象は給食を実施する公立小学校とし、在籍する児童1人当たり月額5,200円を基準上限額として、保護者の所得にかかわらず一律に支援されます。ただし、既にほかの制度で学校給食費が無償となっている児童は対象外となります。

市町村が給食費無償化を実施するための財源は、都道府県を通して給食費負担軽減交付金として交付されるものであります。

○14番（三重忠昭） ありがとうございます。公立小学校を対象にということですが、別府市はこれまでも本当に国に先んじて、幼小中の第1子、第2子は半額、第3子以降は

無償ということで取組をしてきました。

そこで、今回国の制度が始まることで、これまでの別府市の取組がどのようになるのか、予算額及び支援の基準額等、算出根拠も併せて聞かせてください。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

国の方針決定を受けて、本市におきましても、令和8年4月から市立小学校の学校給食費の無償化を実施いたします。

予算額ですが、令和8年度想定児童数のうち、対象児童数に基準額の5,200円と月数を乗じて算出した無償化に必要な経費約2億4,200万円の全額が、県支出金により措置されます。なお、幼稚園及び中学校につきましては、これまで実施してまいりました学校給食費負担軽減事業及び食材費高騰対策事業を継続することにより、引き続き保護者負担の軽減を図るとともに、学校給食の質の確保に努めます。

○14番（三重忠昭） 無償化の対象から外れている幼稚園及び中学校については、これまで実施してきた学校給食費負担軽減事業及び食材費高騰対策事業を継続して、引き続き保護者負担の軽減を図っていくということ。それから学校給食の質の確保に努めるということで、引き続きよろしくをお願いします。

それで、国の無償化では5,200円という基準が示されましたけれども、それによってほかの自治体では、それまでの給食費から値段が下がるということもあるようで、給食の質が落ちるんじゃないかという懸念される声があるということも聞きました。もし間違っていたらちょっと指摘していただきたいんですけど、別府市においても中学校の給食費が国の基準額5,200円よりもたしか高かったんじゃないかなというふうに思うんですけども、それでも質の確保、しっかりと担保してくれるということですので、引き続き今後でもよろしくお願ひしたいと思います。違いましたかね、給食費、中学校。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

間違っていないです。現在、中学生の給食費は4,800円。それに対して物価高騰対策補助金として530円を加算をして食材を調達しておりますので、中学校の食材調達費は5,330円でございます。5,200円よりも上でございます。

○14番（三重忠昭） 失礼しました。分かりました。じゃあ引き続きよろしくをお願いします。

とにかく、別府市は国に先んじて、もう本当に市長の英断で、給食費については保護者の負担軽減、そして物価対策を講じてきて、もう何度も言いますが保護者から、これはもう本当にすばらしい、うれしいということで高い評価を、声を私も耳にしてきました。そして今年4月からは、国において給食の無償化制度が始まるわけでありまして、そこで次の質問に入りますけれども、それによって別府市では、令和8年度は給食費に関わる事業の予算がどのように変わるのか。補助の内訳と財源について説明をお願いします。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

令和8年度当初予算では、学校給食費負担軽減補助金は、私立学校の補助として545万4,000円、公立小中学校、幼稚園の補助として3億137万5,000円を計上しております。

内訳と財源ですが、公立小中学校、幼稚園の補助のうち、市立小学校無償化のための歳出予算約2億4,200万円は、大分県支出金が財源となります。私立学校及び公立幼稚園、中学校の補助財源には、引き続き競輪事業収入を活用して実施いたします。

食材費高騰対策補助金は、市立幼稚園約172万円、市立中学校約1,405万円の合計1,577万円を計上しております。

○14番（三重忠昭） ありがとうございます。予算の内訳、それから補助の内容分かりました。

国の無償化の対象とならない私立の学校、それから公立の幼稚園、中学校の給食費負担軽減補助、それから食材費高騰対策補助金の財源について、についてはこれまでも同様に一般会計、そして競輪事業収入を活用して実施するというので、本当に競輪事業を管理

する上田さんにも感謝を申し上げたいというふうに思います。

以前、上田さんの控室がないということで、教育長にどこか控室つくってくださいとこの議場でお願いしたけど、多分まだ控室ができてないと思うんですね。ぜひ、控室をつくってあげていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問ですが、国による公立小学校の給食無償化が実施されることによって、これまで別府市が出していた予算がどれくらい軽減されるのか、国が出すことによってこれまでの予算の歳出がどのくらい、余剰金という言い方がいいのが適切かどうか分かりませんが、平たく言ってどのくらい浮くのか、聞かせていただけますか。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

負担軽減補助金及び物価高騰対策補助金の市立小学校分、約1億9,000万円の歳出予算が軽減される見込みでございます。

○14番（三重忠昭） 1億9,000万円の歳出予算が軽減されるということで分かりました。

それで、1億9,000万円のお金を基に、同じ義務教育である中学校への無償化の拡充について、別府市として独自で進めてみてはどうかというふうに質問しようと思いましたが、これについても午前中の質問で、国が一応できるだけ速やかにというところで示しているということでしたので、国の動向を注視しながらという答弁がありましたので、それはまたその動向を見ながら検討をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、私のほうからもう一点、検討課題として考えていただきたいことがあります。今日は答弁を求めませんが、それは今、アレルギーや宗教上の理由などによって給食の一部だけ、もしくは弁当を持参して給食そのものを食べていない、食べられない子どもたちがいます。今回の国の無償化の制度設計の中では、この部分はまだ定まっていないというふうに聞いておりますけれども、やはり公平性などの観点からどのように対応するのか、これもぜひ引き続き国の動向を見ながら、別府市としてもできるだけ早く対応を検討していただきたい、そのように思っていますのでよろしくお願いします。

いずれにしろ、まとめますけれども今後も、公立小学校以外は引き続き一般会計、それから競輪事業収入からの財源で、給食費の保護者負担を実施していくわけですが、これはこれでまた国の動向を見ながら今後の動き、対応含めてよろしくお願いします。

それでは、今回は給食費の件について質問をして、国の制度によって軽減された1億9,000万円、これをぜひとも引き続き子どもたちの教育のために活用してほしいという願いも込めて、次の質問に入りたいと思います。

それでは、最後の質問項目の保護者負担の教育費について伺います。

学校教育費として保護者が負担する費用はどういったものがあるのか、学年別・項目別におおよその金額、それから概要、分かれば聞かせてください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

小学校では、1年生がテストやドリルなどの教材費や算数セット等の学用品代を合わせて、年間で約1万7,000円、2年生以降は年間平均約9,000円かかることとなっております。また、学年に応じまして、習字道具等の購入費用や、体の成長に伴う体操服の買替え費用等が随時かかることになっております。

中学校におきましては、教材費として年間平均約1万7,000円、これに加えて、入学時の制服代が約4万5,000円、また修学旅行等の行事費が、小中学校とも別途費用となります。

幼稚園では、入園時の園服、用品代に約1万6,000円、年間の活動行事費といたしまして計約1万5,000円がかかるようになっております。

また、災害共済給付制度に係る日本スポーツ振興センター掛金のうち、約半額は公費負担でございますが、保護者負担分として、幼稚園では210円、小中学校では460円が毎年

必要となります。

- 14 番（三重忠昭） ありがとうございます。今の保護者負担の費用、概要を聞いただけでも、様々な費用がかかっているということが分かりました。

今の答弁の中にありませんでしたが、先日我々も各小中学校の卒業式に行きましたけども、卒業式を迎えれば当然卒業アルバムというのも支出として、恐らく 8,000 円とか 1 万円ぐらいの金額になるんじゃないかなというふうに思いますけども、そういったお金がかかってきます。それから、部活動にかかる費用もそれなりだと思います。また、学校指定の用品であったり、金額としては少ないですけども、恐らく 200 円ぐらいだったかな、毎年学級費というのもかかると思いますし、今任意でありますけれども、PTA 会費などもかかってくると思います。

これは当然当たり前のことですが、学年別にそれぞれ違いはあるとは言えど、子ども 1 人でこれだけの費用ですから、当然兄弟がいればその人数分がかかってくるということになります。直接学校の教育費ではありませんけども、塾や習い事、それからスポーツチームに所属したりすれば、当然その費用が保護者負担というふうになるわけですね。

そこで、次の質問で、今の答弁の中では、修学旅行などの行事費用について別途必要とすることでありましたけれども、小中学校の修学旅行費用の直近 3 年間の推移を聞かせていただけますか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

小学校の修学旅行費につきましては、令和 5 年度は 2 万 575 円、令和 6 年度は 2 万 6,000 円、令和 7 年度は 3 万 1,150 円でございます。

中学校の修学旅行費につきましては、令和 5 年度は 6 万 7,068 円、令和 6 年度は 6 万 5,900 円、令和 7 年度は 6 万 9,700 円となっております。

- 14 番（三重忠昭） 分かりました。当然ながらかなり大きな費用です。小学校の修学旅行代については、この 2 年間で 1 万円ほど高くなっているということですね。子どもの数の関係もあるんでしょうけども、現在言われるガソリン代などの物価高、それから人件費などの影響も、こういった子どもたちの修学旅行費の料金が上がっているというところにも表れているのではないかなというふうに感じています。

そこで、今市教委として、先ほど小野佳子議員の質問でも同様の質問ありましたがけれども、教育費における保護者負担軽減に向けた見解、そして取組などがあれば聞かせていただけますか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

市教育委員会といたしましては、保護者の負担、経済的負担軽減を図ることは、教育の機会均等を確保する上で非常に重要であると認識しております。具体的には、学用品費などを援助する就学援助制度の適切な運用に加えて、学校現場における負担軽減策といたしまして、デジタルドリルの活用による教材費の抑制や、柔道着等のリユースの促進など、保護者の負担を軽減する取組を今後もさらに推進していきたいと考えております。

- 14 番（三重忠昭） ぜひ、よろしくお願いします。今言われました保護者の経済的負担を図ることは、教育の機会均等を確保する上で極めて重要であるとの認識、それはもう私も同じ思いであります。

今、親の経済格差が子どもの教育格差にもつながっているというふうに言われてます。またそのような格差に対して、もうそれはもう仕方のないことなんだというような空気感が、社会や保護者の間でも広がっているという調査結果を私も見たことがありますけど、やはりそれを知ったときはとても残念な気持ちになりましたし、改善をしていかなければならないなというふうに思ってます。

御存じのとおり、憲法においても、義務教育はこれを無償とするということがうたわれ

ています。しかし、教育費における保護者の負担はまだまだ多いという現状が、今日の質問からも分かっていたというふうに思います。

そこで、先ほどの国の給食無償化によって、別府市がそれに伴い生み出された1億9,000万円という財源ですね、ぜひその一部を保護者負担の軽減、また子どもの教育費として活用していただけないかなというのが私の率直な思いです。

例えば、一例としてですけども、ぜひ予算編成をしていく市長、それから財政の部長なんかにも聞いていただきたいんですけども、質問冒頭で聞いた年度当初の保護者負担の費用で、これも幼稚園から小中学校まで全ての児童生徒が対象で、毎年、毎学年、年度初めに納めるこのスポーツ振興センターの掛金、学校におけるけがをしたときの保険ですけども、これ今、市と保護者が折半をしています。掛金はもう幼稚園は285円、小中学校は935円。これを今折半してますけど、これを仮に市が全額負担したとして、現在の全ての園児、児童生徒数の掛金は年間660万円ですね、660万円ということです。

そしてね、ちょっとこれすごい細かいことになりますけれども、この保険代のように年度当初、さっきの学級費なんかもそうですけれども、年度当初に保護者から徴収する費用がいろいろあって、そのたんび保護者もじゃらじゃらと小銭を、お金を子どもに持たせるわけですね。そして、学校側も徴収金の端数が極力出ないような工夫をしていますけども、やはりこれをね、公費でということになればそういう手間も省けますし、例えば学校現場、教職員の先生たちが保護者への催促なんかもしなくてよくなるんですね、お金の計算も含めてしなくてよくなるんで、いわゆる働き方改革にもつながるのではないかなというふうに思っています。

とにかくそういったことも含めながら、保護者負担の軽減、それからまた子どもの教育費として、給食費で軽減された予算をぜひ活用していただけないかというふうに思っていますけども、教育委員会の考えを聞かせていただけますか。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

今回、小学校の給食無償化に伴いまして軽減されました財源に関しましては、令和8年度の新規事業であります才能発見プログラム事業や、英語を実践的に学べますワールドアンバサダー事業、さらにはオンライン英会話の拡充等、令和8年度の当初予算にて教育予算を拡充いたしまして実施するための財源として、既に様々な事業で活用しております。

保護者の支援に関しまして、援助が必要な世帯には就学援助制度を適切に活用していただき、学用品や修学旅行費等の負担軽減を図ってまいります。

今後につきましても、生活支援が必要な世帯には必要な支援を確実に届けられるような対策を実施してまいりたいと考えております。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

今、部長答弁もございましたように、今回の国の小学校完全無償化の完全実施につきましては、歳出予算がちょっと軽減されるということでした。これまでも、別府市は県下に先駆けまして学校の体育館のエアコン、そしてまた図書館、美術館、幼稚園、学校給食センターと多額の予算を措置していただきました。今後も、保護者の負担も視野に入れながら、どうしても支援が必要な家庭への補助をしたり、また今部長が言いましたように、今度新しく将来の子どもたちのために新規の事業も計画しておりますので、そこも積極的に、財源予算も含めあらゆる財源を活用しながら、市長部局と十分協議をしながら、子どもたちのためにこどもまんなか社会の教育に向けて邁進したいと考えております。

○14番（三重忠昭） 教育長、それから部長、それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

今、答弁でもあったとおりですけども、本当に先ほどから私も何度も言ってますけど、給食費に関しても本当に市長の英断ですよ。別府市の予算全体から見ても、多くの予算を

子どもたち、子育て支援であったり、教育というところに充てていただいていることは理解をしております。令和8年度の予算においても、私も質疑で以前取り上げた教育課題への対応を含めて、予算の拡充等もしていただいているということはもう私も分かってますので、本当にありがたいというふうに感じてます。これまでのいわゆる教育環境の整備も含めて。当然、今答弁があった就学援助などの対策が必要な世帯への支援であったり配慮というのは、もちろんこれからも拡充を含めて取り組んでいただきたいと思います。

私のほうから、今回この1億9,000万円の歳出があるということで、私としてはある意味そこだけに特化した質問をして、市長にしてみたら当然市民全体のことを考えなければなりませんから、何でもかんでも子どものためということはやっぱりいけないというふうに、私も当然そこは理解をしておりますけども、最後に私としてちょっと述べたいのがありまして、例えばですけど、今回この1億9,000万円をベースとしたところから質問を起こしましたので、こういう教育予算の中で子どもたちの教育的価値ということの視点から述べたいんですけども、例えば昨年、別府市教育委員会が大阪万博の入場代や旅費の一部を補助するという事業をしました。この事業も、数十年ぶりに万博がこの日本で開催されるということで、子どもたちにいろんな経験をさせたいということで行った事業として、私はそれはそれで非常に意義があったのかなと評価をいたしております。ただ、それによって経験できた子どもや家族はやっぱりどうしても限られた人数であったというふうに思います。そのようなまとめも出されておりました。

いろんな理由があったんだと思うんですけども、ただそれは仕方のないこととしてしまうのではなくて、その子どもたちが得られた感動であったり、体験を毎年、多くの別府市の子どもたちに経験してもらうためにも、今回この給食費の無償化で軽減された予算をベースに話を始めましたけれども、例えば修学旅行費を一部助成してみる、小学校6年生の市内児童数、今、約800人ですね。中学2年生で言えば800人、仮に1人に1万円助成しても、それぞれ800万円という数字ですね。これによって保護者の負担軽減であったり、例えばそれによって旅行の内容を拡充してあげたりすることができるんじゃないかなというふうに思ってます。

また、子どもたちが学校で行っている社会見学についても、例えば新しくできた給食センターであったり、朝見浄水場の見学なんかは、見学施設に近い小学校は歩いて見学に行っていますけれども、その施設が遠い学校では、バスの貸切代金、大体7万円から8万円ぐらいかかります。それを保護者負担にすると、大体2,000円から3,000円の負担が必要で、結局それによって社会見学の回数であったり見学場所を変更したり、取りやめたりしているといったこともあるように私は聞いております。

そういった影響が出ないように貸切バスの補助をして、市内外のいろんなところに見学する機会を増やしてあげることで、そこでのいろんな体験をクラスの仲間と一緒に考えて学ぶことができるということは、教育的にもとても大切なことだというふうに思ってます。

ちなみに、今月新しい図書館がオープンしますよね。ぜひ、市内の児童生徒がこの新しい図書館の見学、ふだんの来館では見ることができない、例えばバックヤードであったりそういうところの見学をぜひさせてあげて、知識や情報、それから学習の拠点、そして別府市の文化や地域コミュニティの拠点など、多面的な役割を持つ図書館機能に親しみを持ってもらうように促していく、そんなことをしてもよいのではないかなというふうに思ってます。

そういったように、社会見学であったり修学旅行に予算をつけてこれまで以上に充実させていくことで、これからの時代、別府市を担う子どもたちにとっても、その経験は絶対に財産になりますし、大きな教育的価値を生み出すことにつながると思いますので、そういったこともまたぜひ教育委員会でも考えていただき、そして場合によっては市長のまた

英断で、予算編成含めてしていただきたい、そのように思っています。

そのことを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 5番（谷口和美） 一般質問3日目、本日のトリを務めさせていただきます、自民新政会、谷口和美でございます。今回の一般質問も市民の方々の御意見や御要望、また現場からのお困り事などを基に質問を作成いたしました。

それでは早速質問に入ります。

公立幼稚園閉園後について。

令和6年3月に就学前教育・保育ビジョンが示されて、間もなく2年が経過いたします。ビジョンに示された幼稚園の閉園計画はどのようになっているのか、御答弁願います。

（議長交代、議長小野正明、議長席に着く）

- 次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

就学前教育・保育ビジョンで示しているとおり、令和8年度末までに公立幼稚園14園のうち7園が閉園する計画です。具体的には、令和7年度末に別府幼稚園、大平山幼稚園、南幼稚園の3園、令和8年度末に南立石幼稚園、緑丘幼稚園、春木川幼稚園、亀川幼稚園の4園が閉園いたします。

- 5番（谷口和美） では、閉園する7園について、閉園後の幼稚園、幼稚園舎等の施設はどのように利活用するのか。また、隣接する小学校の利活用意向など、聞き取りは行っているのかを御答弁願います。

- 次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

令和7年度当初に幼稚園と同一敷地に隣接いたします小学校長や放課後児童クラブ事業を所管する子育て支援課に、閉園後の利活用について聞き取りを行い、教育委員会と関係部局で検討を重ねてきました。

現実的な課題として、閉園する園では老朽化が著しく進んでいる施設もありますので、今後も必要に応じて学校と協議をしてまいります。

- 5番（谷口和美） 今回、閉園する全ての小学校に私聞き取りを行った中で、閉園後の教室の活用において、市の倉庫になるかもしれないというようなお話を、学校の現場からお聞きすることがありました。建物はもちろん市の所有でありますので、市の意向というところはもちろん理解をしております。ですが、閉園する園の中には、小学校の校舎から離れた建物ではなく、小学校の校舎と同じ建物に入っている、活用の利便性の高い幼稚園も存在しますので、利活用においては慎重に協議する必要があると私は考えます。

では、検討している中で、利活用の方針が決まった園はありますか。

- 次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

施設の築年数が経過し、老朽化が著しい築47年の大平山幼稚園、築74年の南立石幼稚園、築48年の緑丘幼稚園については園舎を解体し、保護者や来校者の駐車場として整備をする計画です。

別府幼稚園と春木川幼稚園は、放課後児童クラブによる活用を検討しております。

- 5番（谷口和美） 閉園する7校の聞き取りの際、現在児童数は減少しているものの、支援を必要とする児童の数は年々増加傾向にありまして、特別支援教室などが不足しているというお声がとても多かったです。また、支援を必要とする児童にはクールダウンのための部屋ですとか、中学校には設置をされている登校支援ルームを小学校でも設置してほしいなど、学校によって抱える課題や状況は本当に各学校によって様々でありました。

幼稚園跡地の活用に当たって、それぞれの小学校の要望や現状をくみ取っていただいて、課題を解決できる方向で検討をしていただきたいのですが、御見解をお聞かせ願います。

- 次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

隣接をする幼稚園が閉園するか継続するかにかかわらず、現在も学校現場とは、特別支

援教室の不足や登校支援ルーム設置要望などについて早めの情報共有を図り、協議を重ねることにより解決を図っております。

○5番（谷口和美） 協議を重ねることにより、解決を図っているとの御答弁は安心いたしました。

しかしながら、市内小学校の特別支援教室の設置数は増加をしております、困難が生じている現状がございます。例えば、特別支援教室を1つのクラスを仕切って2クラスで使用するなど、児童にとっては推奨はできませんし、教室が足りてない学校では、インフルエンザの流行時期に教室に行きづらい児童が保健室登校の際、体調不良で保健室を利用している別の児童からインフルエンザをもらったという事例も多々あったというふうに聞いております。また、ロッカーのある教室を幾つか仕切って、相談室に使用している学校もあって、どの学校も様々な策を講じて努力をしております。

そして、学校それぞれの特色も重要と考えます。地域とのつながりが強い学校であったり、学校独自の学習の活動で、教室を必要とする学校もございます。私の要望は、使用されなくなる教室は市の意向もあるかと思いますが、それよりも前にしっかり聞き取りを行っていただいて、学校側の課題解決と、学校の特色に寄り添った利活用を行ってほしいということです。もちろん、閉園するしないにかかわらず、学校の現場との話合いの中では積極的に現状を聞き取っていただいて、そこで学ぶ児童たちにとって何が一番必要なのかを一番に考えていただいて協議を行っていただくということを、強く要望させていただきます。

それでは、次に参ります。

学年・学級閉鎖についてです。

今季のインフルエンザの流行は、別府市においても12月から1月にかけて大変大きなピークを迎えました。実は我が家では、私は全く一度も罹患をしなかったのですが、娘のほうは年末にA型、年明けにB型を罹患しまして2回入院するという、ちょっともうとんでもなく大変な日々を過ごすこととなりました。現在は幸いにも感染状況は落ち着きを見せておりますが、この流行期、現場の教職員の皆様が、子どもたちの学びを止めまいと懸命に、そして苦渋の決断として、学年・学級閉鎖の判断を下されてきたことに、まずは深く敬意を表するものでございます。

しかしその一方で、保護者の皆様から寄せられる切実な声を伺う中で、一つの大きな課題を感じております。それは共働き世帯が一般的となった現代において、急な学年・学級閉鎖が決まった際の家庭の限界です。特に、低学年の児童を持つ家庭では、仕事を急に休むことの難しさ、病児保育はキャンセル待ちでいっぱい、預け先が見つからないという焦り、そして何より、既に罹患して回復した元気な子どもや、濃厚接触に当たらない元気な子どもを数日間、家の中に閉じ込めなければならない状況に、多くの保護者が疲弊をしております。

感染拡大防止という大原則は重々承知しております。しかし、感染が落ち着いている今だからこそ、流行期の混乱を教訓として、現場の負担と家庭の負担をどうか分かち合って、次なる流行に備えてどのような柔軟な支援策を講じることができるのか、教育環境のさらなる充実に向けて質問をさせていただきます。

ではまず、今季のインフルエンザによる市内公立幼稚園、小中学校の罹患者数についてお答え願います。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

10月14日に今季初のインフルエンザ感染報告が市教委にあり、それ以降、12月24日までのインフルエンザ感染報告者数は、幼小中合わせまして延べ5,859人で、最も多かった日は12月8日の295人でした。

3学期に入りまして、インフルエンザB型の感染が拡大し、1月8日から2月27日までのインフルエンザ感染報告者数は、幼小中合わせまして延べ5,834人で、最も多かった日は1月29日の341人でした。

- 5番（谷口和美） 12月から1月にかけて急激なピークを迎えたことが、数字からも明らかになっております。数の多さに本当に驚いております。この数字の裏には、日々感染に怯えて、あるいは看病に追われた多くの家庭の苦労がありました。

この流行期を経て、学校現場ではどのような混乱が生じて、具体的にどの程度の規模で学級閉鎖や学年閉鎖が実施されるに至ったのか、改めてその実施状況をお伺いいたします。

- 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

市内公立幼稚園、小中学校の学級閉鎖の状況につきましては、2月27日時点で、幼稚園14園のうち11園で行いました。小学校は169学級のうち75学級、中学校は83学級のうち38学級で行いました。

学年閉鎖につきましては、小学校14校のうち10校、中学校7校のうち5校で行いました。

- 5番（谷口和美） 多くの学級、学年が閉鎖を余儀なくされたという事態が示されました。私の周りのきょうだい児の御家庭では、A型、B型を合わせて閉鎖が4回あった家庭もございました。これほどまでの規模になりますと、学校現場での授業の運営や行事予定の調整がいかに困難であったか、その御苦労は推察するにあまりがあります。

一方で、保護者の側からは、自分の子のクラスはいつ閉まるのか、隣のクラスは閉まったのになぜうちとはといった不安の声も聞かれました。現場の混乱を最小限に抑えるためにも、どのような客観的な指標やプロセスをもって閉鎖が決定されているのか、その明確な基準についてお答え願います。

- 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

同一の感染症にかかっている、あるいはその疑いのある児童生徒が、学級または学年の2割程度に達した場合を目安としております。学校は感染拡大を防ぐ観点から、学校医と相談し、教育委員会と協議を行った上で、学校の全部または一部の休業を実施しております。

- 5番（谷口和美） 学校医や教育委員会との協議の下、専門的な知見から慎重に判断されているとのこととは理解いたしました。

基準が示されることは保護者の安心にもつながります。しかし、学校や学級によって、2日や3日の閉鎖もあれば、5日間あるといったように、閉鎖期間が異なることがございますが、その理由をお伺いいたします。

- 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学級閉鎖は、基準に達した時点を開始とするため、土日祝日の配置によって閉鎖日数が異なる場合がございます。また、潜伏期間及び療養を終えた児童の登校再開を見極めて終了日を決めるため、感染状況の推移によりましても閉鎖日数に差が生じております。

- 5番（谷口和美） 潜伏期間や療養の状況などを見極めて決めるということは理解いたしました。

しかし、いざ閉鎖が決定した際、学校から外出を控えるようにとの通知が出されると、家庭内での過ごし方に苦慮するケースが後を絶ちません。特に低学年の児童を持つ家庭では、急な生活環境の変化に対応が必要です。市として閉鎖期間中の児童の過ごし方について、どのような考え方で、またどのような手段を用いて各家庭へ周知を行っているのか、お伺いいたします。

- 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

感染拡大防止の観点から、不要不急の外出を控えることに加えまして、閉鎖期間中は通常の休日とは異なり、自宅待機を原則とする過ごし方について、学校からの連絡メールや

文書等を通じて児童生徒及び保護者へ周知を図っております。

- 5番（谷口和美） 感染拡大防止という大原則に立てば、一律の外出自粛が必要なことは重々承知しております。しかし、私自身7歳の子を持つ親として痛感しておりますが、独り親世帯の増加、また、共働き世帯がスタンダードとなった現代において、急な閉鎖に対して仕事を休む、預け先を探すという対応には限界がございます。学校側も苦渋の決断であることは承知をいたしておりますが、現実には、おじいちゃん・おばあちゃんといった祖父母などの支援が得られない家庭も多くて、社会全体で支える仕組みが不可欠ではないかというふうに考えております。

こうした家庭が直面している切実な実態や保護者の負担感、非罹患者の元気な子や、回復済みの子の居場所がない実態について、市教委としてどのような認識を持たれているか、御答弁願います。

- 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

急な学級閉鎖が共働き世帯等の家庭生活に影響を及ぼしている実態につきましては、認識をいたしております。市教委といたしましては、感染状況を精査した上で、学級閉鎖の期間を必要最小限にとどめるよう努めるとともに、学びの継続と、規則正しい生活習慣の維持に配慮してまいります。

- 5番（谷口和美） 家庭での厳しい実態を十分に認識し、学習の継続にも配慮いただいている点は心強く感じております。

ですが、一步踏み込んで考えたいのは、既に罹患し、回復した児童や濃厚接触に当たらない元気な児童の扱いです。感染を広げないための緊急措置としての学級閉鎖は理解をいたしておりますが、放課後児童クラブや市内3か所ございます児童館も利用ができない中、元気な子が数日間家から一步も出られない状況は、心身の発達や保護者の就労維持の観点から見ても厳しいものがございます。

ほかの自治体では、民間の学童が受入れを行っていたり、条件付で居場所を確保するというような試みもあるというふうに聞いております。本市においても、非罹患の元気な子や、回復済みの子の居場所づくりについて検討していく必要があると考えますが、市教委の見解を御答弁願います。

- 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学級閉鎖の本来の目的は、学校のみならず、地域社会全体での感染拡大を抑えることでございます。回復済みの児童でありましても、閉鎖対象となった集団全体が経過観察期間にあるという認識に立ち、現在は一律に外出を控えていただくようお願いしているところでございます。個別の状況に応じました居場所の確保につきましては、導入しております自治体の事例を調査したいと考えております。

- 5番（谷口和美） 前向きな御答弁ありがとうございます。

今やインフルエンザの流行は、年々その勢いを増しておりまして、もはや一過性の問題として片づけられる状況ではございません。流行のたびに保護者が孤立し、子どもたちの生活が制限される現状を、これ以上繰り返してはならないと感じております。学校現場の苦渋の決断を尊重しつつも、家庭の限界をすくい上げるのが行政の役割であると考えておりますので、次なる流行に備えた、具体的で実効性のある仕組みづくりへつなげていただくことを強く要望させていただきます。

それでは次に参ります。

学校支援員について。

現在、支援を必要とする子どもたちの数は増加の一途をたどっております。これは一時的な現象ではなく、教育の行政が正面から向き合うべき根幹の課題であると考えております。多くの保護者から切実な声を伺う中で、個々の特性に寄り添う伴走者の存在がいかに

重要かを痛感しております。支援を必要とするお子さんを持つ保護者は、先生や周りに負担をかけていないだろうかと、日々言葉にできない不安や葛藤を抱えながらお子さんを送り出されております。現場の先生方の尽力には本当に深く敬意を表しておりますが、教員一人で全てを担うには限界がございます。支援の手が足りないことで、先生が本来の役割であります授業や全体への目配りに専念できなくなる状況は、先生方にとっても、そして何より助けを必要としている子ども自身にとっても非常に心苦しい事態でございます。支援員の充実、子どもたちの安心と、教員が質の高い教育を提供できる環境を両立させるための、今、本市の教育現場に最も求められている投資であると考えます。

誰一人残さない教育の実現へ向け、本市の現状とこれからの在り方について、まず初めに、現在の特別支援教育支援員の具体的な配置状況からお伺いいたします。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

令和7年度は51名の支援員を幼稚園5園に1名ずつ計5名、小学校14校に2名から3名ずつ、合計39名、中学校6校に1名から2名ずつ、合計7名を配置しております。

○5番（谷口和美） 各学校に数名という配置が多様化する現場のニーズに本当に追いついているのか、不安の声があるのも事実でございます。現場では依然として支援員さんは足りていないというふうにお聞きをいたしますが、今後の対策を講じる考えはございますでしょうか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

これまでも現状を十分に把握した上で、状況に応じて増員を行っており、来年度は2名増員して53名で予算を計上させていただいております。現在、困りを抱えた子どもたちが増加傾向にあることを踏まえ、今後は教職員研修のさらなる充実を通じまして、個々の特性に応じた適切な支援を行うための実践力を強化し、支援を要する子どもたちに対する取組を充実させていきたいと考えております。

○5番（谷口和美） 来年度の増員については、前向きな姿勢として評価をさせていただきます。

教員研修による質の向上はもちろん重要でございます。支援員に頼るだけではなく、実践力の強化はさらに努力をしていただきたい部分です。しかし、現場が求めているのは、何より支援を必要とする児童に対して、必要なときに必要な支援が届くという体制の安定感でございます。

そこで、実際に子どもたちを支える方々の専門性について詳しく伺いたいのですが、支援員として活動するためにどのような資格・要件が必要とされるのか、御答弁願います。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

必要な免許・資格につきましては、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・養護教諭の普通免許状、保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保健師・介護福祉士等の資格、介護職員初任者研修の修了者、看護師または准看護師の免許状のいずれかでございます。

○5番（谷口和美） 保育士や介護職員初任者研修の修了者なども資格であるということで、多様な専門性を持つ方々が現場を支えてくださっているということが分かります。しかし、そうした志と専門性を持ちながら、制度の制約で勤務時間が限られている現状がございます。

資格保有者がより安定的に、かつ意欲を持って働けるよう、勤務条件を拡充するお考えはありませんでしょうか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

特別支援教育支援員の勤務につきましては、各学校の実態や子どもたちのニーズ及び特別支援教育支援員の声を十分に把握した上で、専門性を持つ人材がその能力を発揮し、限

られた資源の中で最大限の教育効果を生み出せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

- 5番（谷口和美） 御答弁にございました、教職員研修を通じた資質向上は極めて重要でございます。担任教諭が個々の特性への理解を深めるということは、教育の質を底上げする土台でありまして、引き続き注力していただきたいと思います。

しかし、現実を見れば、特別支援教育へのニーズの増大は、もはや現場の自助努力や支援員を少しずつ増やすというだけの対応では限界が来ているのかなというふうに私は思っております。別府市のこれからの学校教育の在り方そのものを、抜本的に見直すべき時期に来ているとも思います。近年では、学びの多様化学校、特例校の設置を検討されている自治体も増えておりますが、今ある学校の中で、これまでの当たり前をゼロから問い直す改革も必要ではないかと考えます。子どもたちの主体性や当事者性を何よりも大切にする教育のシフトのことです。この件に関しましては、またどこかの一般質問で行いたいと思います。

現在、支援員は子どもと保護者にとっての最後の砦のようなものです。今回の質問を通じて、支援員の処遇の改善と、配置拡充を強く求めると同時に、増え続けるニーズに対し、別府市独自の新しい教育の形というようなものも模索していただくことを強く要望いたします。

それでは、学校給食について質問します。

別府市学校給食センターが開業して、早いもので2年半が経過をしております。単独調理場からセンター化したときの様々な課題を、これまでどのように整理をされてきましたでしょうか。また、その上で現在の運営状況をお伺いいたします。

- 次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

給食センター開業当初、保護者の方からの食育の衰退やアレルギー対応のほか、調理の様子が見えないといった不安の声に対し、学校と給食センターを直接つなぐ仕組みづくりや親子見学会、食物アレルギー対応給食の試食会などを通して、給食センターへの理解を深め、身近に感じる取組を行ってきました。アンケートで、90%以上の児童生徒が「給食が好き」と回答していることも、給食センター開業からの様々な取組の成果であると捉えております。

学校給食センターは、徹底した衛生管理と保護者との連携の下、安定的に学校給食を提供しており、引き続き子どもたちが楽しみにする安全でおいしい給食の提供に万全を期して取り組みます。

- 5番（谷口和美） 開所当時は、児童たちからおいしさについてちょっと悲しい意見も見られたと思いますけども、現在はいろんなところでおいしいという言葉をとて聞かれました。卒業シーズンになると、児童たちが考えた献立などが提供されたり、学校への食育も積極的に行っているという印象がございました。

では、センター化になる前は、小学校では給食調理員が担っていた配膳補助でしたが、センター化になり、学校給食支援の配置が必要になりましたが、その業務内容と現状をお尋ねいたします。

- 次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

令和6年4月から、東山小学校を除く各小学校に学校給食支援員を1名ずつ配置をしております。職務内容は、食器や食缶をコンテナから取り出して園児・児童に手渡したり、返却後の収納、配膳室の片づけや清掃が主な業務です。当初は小学校での配膳に時間がかかるなど課題がありましたが、学校給食支援員の配置によって、現在では短時間の間にスムーズに配膳業務が行われております。

- 5番（谷口和美） では、先ほど食物アレルギー対応調理場の御答弁がございましたが、

食物アレルギー対応調理場では、現在何人分のアレルギー対応給食を提供していますでしょうか。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

現在、令和8年2月末時点でございますが、対象者は85名で、在籍校の検食を含め約100食を提供しております。

○5番（谷口和美） では、アレルギー対応給食を提供する上で、調理と配送のチェック体制はどのように行っていますでしょうか。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

まず、使用する食材についてアレルゲンの確認を行った上で調理を行います。調理した給食を個人の名前シールを貼った個別容器につぎ分け、専用個別バックに収めた後、アレルギーセンター専用の軽ワゴン車4台に分乗するまで、複数の調理員や栄養士によるダブルチェックの体制で行っております。

学校到着後は配送担当の調理員と学校の担当者と確認を行い、引渡しを行います。学校におきましても、複数で確認をして本人に配食する仕組みづくりを徹底し、幾重にも確認を行うことにより、子どもたちが安心して喫食できる体制を整えております。

○5番（谷口和美） 安全で安心して食べられることができる給食の提供のために、センターの運営も、学校現場での動きも徹底をしていることが分かりました。

学校給食は、子どもたちにとっても、保護者にとっても非常に関心が高いです。限られた時間で調理の配送をして、毎日給食を提供することは簡単なことではないですが、引き続き安全でおいしい給食提供に努めていただきたいと思います。

では、最後の質問に入ります。

北部地区公民館（集会室）についてです。

北部地区公民館についてですが、市のホームページの施設カルテで調べたところ、地区公民館の中では一番古く、昭和55年3月31日に建設され、今月末で46年になる公民館です。年間利用者数も令和3年では2万4,183人令和4年で2万5,670人となっていて、北部地区の方々はもちろんですが、他市町村からの利用者も多くいらっしゃいます。私も地元ですのでよく利用をさせていただきますが、老朽化が進行をしている印象が強いです。

では、北部地区公民館に関しまして、現時点で今後の整備計画はどのようになっていますでしょうか。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

公共施設再編計画では、北部地区公民館の全体につきまして、耐震未対応、老朽化及び津波浸水区域であることから、整備または移転、複合化の方向性を決定していく予定となっております。

○5番（谷口和美） では、公民館の中でスポーツやダンスなどの利用者が一番多いと思われます集会室についてですが、使用団体数と利用者数はどのようになっていますでしょうか。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

北部地区公民館集会室の令和6年度における利用団体数は延べ1,458団体、利用者数は延べ2万1,339人となっております。

○5番（谷口和美） 北部地区公民館の集会室ですが、市のほうにも利用者の意見として、施設や設備の改善の要望などが出ていると思われます。公民館には、北部地区公民館は指定避難所ではあるのですが、地震や津波、高波には適した避難所ではなくて老朽化も進んでいるため、集会室には、その他公民館の集会室に設置されているようなエアコンの設置というのはなされていないのが現状です。そのため、北部地区公民館の集会所は、スポッ

トエアコンという独立した移動式のエアコンがあるんですけど、それが4台置かれているんですね。私の下には、現在設置しているこの移動式のスポットエアコンについての改善要望が多数来ております。移動式のスポットエアコン4台では集会室を冷やすのに大変厳しくて、改善をしてほしいという御要望です。

このスポットエアコンは、縦が大体1メートル30センチぐらい、横が1メートルぐらいで、奥行きもかなりある結構大きなものでして、そのスポットエアコンの真ん中部分に直径10センチぐらいの穴から冷風が出てくるんですね。なので、本当にスポットですので、冷風が部屋に行き渡るということはないんです。もうこの出てきた冷たい風になるんですけども、しかも背後から、そのスポットエアコンの後ろ、お尻のほうからは熱風が勢いよく排出をされるため、使用意義が見いだせないというようなことで改善をしてほしいという声が届いております。また、すごく重量もありますので、移動をさせるだけでもちょっと人手が必要ですし、ストッパーもスムーズではないため、現場の職員さんもすごく難儀をされておりました。

集会室では、バレエとかダンス、あと新体操などといった団体が年間約2万人が使用する施設であることを考えると、改善は必要だと考えますが、御見解をお聞かせ願います。

○社会教育課長（津川文隆） お答えいたします。

集会室の設備に関する御要望はお聞きしておりますので、今後より快適に使用していただけるよう、できる限り改善してまいります。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。ぜひ利用者の声も聞きながら、公民館の館長さんはじめ職員の方々としっかり協議をしながら、改善に講じていただきたいと思います。

集会室の設備に関しては改善をしていただくということでお答えをいただきましたが、集会室の施設のほうの改善についてはどのように考えてますでしょうか、御答弁願います。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

公共施設マネジメントの観点から、将来的な施設の集約化等の再編方針を検討してまいりたいと考えております。

○5番（谷口和美） とても前向きな御答弁と受け止めました。

再編の方針、方向性などは、北部地区住民にとってはとても関心の高いものとなりますので、北部地区自治会はもちろん地域住民の意見等を大切にさせていただいて、市民が必要とする行政サービス機能を維持した、一人一人の満足度を高められる再編方針の検討を図っていただきたいと要望して、私からの質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（小野正明） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は23日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は23日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時25分 散会